

資料 1

令和 2 年 度

上 期 業 務 執 行 報 告 書

公益社団法人全国都市清掃会議

目 次

I	国の審議会等の検討状況 -----	1
	1-1. 中央環境審議会循環型社会部会 -----	1
	1-2. 食品リサイクル専門委員会 -----	1
	1-3. 家電リサイクル制度評価検討小委員会 -----	1
	1-4. 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 -----	1
	1-5. 容器包装の3R推進に関する小委員会 -----	2
	1-6. 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会 -----	2
	1-7. 廃棄物処理制度専門委員会 -----	2
	1-8. プラスチック資源循環戦略小委員会 -----	2
	1-9. プラスチック資源循環小委員会 -----	2
	1-10. レジ袋有料化検討小委員会 -----	3
	2-1. 産業構造審議会産業技術環境分科会 -----	3
	2-2. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 -----	3
	2-3. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ -----	3
	2-4. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ -----	3
	2-5. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ -----	3
	2-6. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ -----	4
	2-7. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ -----	4
	3. 循環型社会形成推進交付金 -----	4
	《国の廃棄物行政に係る審議会等の構成図》 -----	5
	《循環型社会を形成するための法体系》 -----	5
II	管 理 運 営 -----	6
	1. 会 議 -----	6
	1) 総 会 -----	6
	2) 評議員会 -----	6
	3) 理 事 会 -----	6
	2. 大規模災害支援 -----	7
III	調 査 研 究 事 業 -----	8
	1. 廃棄物処理事業の経営及び技術等に関する調査研究 -----	8
	1) 定時総会決議に基づく要望書の取りまとめ -----	8
	2. 要望・意見交換会等 -----	8
	1) 総会決議に基づく要望・意見交換会 -----	8
	3. 廃棄物処理に係る図書の出版 -----	8
	1) 廃棄物処理施設整備実務必携（令和元年度版） -----	8

IV	普及啓発事業	9
1.	表彰等	9
1)	環境大臣表彰	9
2)	第43回会長表彰	9
3)	感謝状の贈呈	9
2.	研修会等	9
1)	自治体報告	9
2)	施設見学会	9
3)	第42回全国都市清掃研究・事例発表会	9
4)	廃棄物処理施設積算要領研修会	10
3.	広報活動	10
1)	機関誌「都市清掃」	10
2)	3R活動の推進	10
4.	国際交流	10
1)	第39回海外廃棄物処理事情調査団	10
5.	各地区協議会関係	10
V	技術指導相談事業	13
1.	技術指導相談事業	13
2.	廃棄物処理技術検証・確認事業	14
VI	適正処理困難廃棄物対策事業	15
1.	中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会	15
2.	使用済み乾電池等広域回収・処理事業	15
VII	廃棄物処理プラント保険事業	17
VIII	資料編	18
VIII-1	令和2年度要望書	19
VIII-2	(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績	48
VIII-3	令和2年度概算要求額の概要(環境省環境再生・資源循環局)	51
VIII-4	プラスチック資源循環戦略(概要)	56
VIII-5	今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性	57

I 国の審議会等の検討状況

1-1. 中央環境審議会循環型社会部会

中央環境審議会循環型社会部会の検討事項は、廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関する事、循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関する事となっている。

《開催日程》

第 1 回：平成 25 年 3 月 29 日（金）

↓

第 34 回：令和 2 年 3 月 17 日（火）

（持ち帰り議）① 第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 1 回点検結果（案）について

第 35 回：令和 2 年 9 月 8 日（火）

① 第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 1 回点検結果（案）について

② 地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物処理のあり方について

③ その他

1-2. 食品リサイクル専門委員会

（食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の附則第 2 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とする規定に基づき、食品リサイクル制度について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 18 年 8 月 28 日（月）

↓

第 21 回：平成 31 年 4 月 4 日（木）

1-3. 家電リサイクル制度評価検討小委員会

特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用機器のリサイクルに関する施行状況の点検等について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 18 年 6 月 27 日（火）

↓

第 37 回：平成 30 年 12 月 10 日（月）

1-4. 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会

（産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループとの合同会合）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行状況を踏まえ、小型家電リサイクル制度の更なる在り方及び使用済製品中の有用金属の再生利用の在り方に関する事項について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 23 年 3 月 31 日（木）

↓

第 20 回：令和 元年 12 月 10 日（火）

↓

第 21 回：令和 2 年 5 月 25 日（月）

（書面審議）① 小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書について

② 小型家電リサイクル制度の施行状況について

1-5. 容器包装の3R推進に関する小委員会

改正容器包装リサイクル法の可決・成立を受けて整備が必要な政省令事項を中心として、その他容器包装の3Rを一層推進するために必要な事項について、検討を行う。

《開催日程》

第1回：平成18年8月1日（火）

↓

第18回：平成28年5月31日（火）

1-6. 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく水銀廃棄物の適正な処理等に関する事項について検討を行う。

《開催日程》

第1回：平成26年6月4日（水）

↓

第9回：平成28年12月20日（火）

1-7. 廃棄物処理制度専門委員会

現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況の点検及び評価を行い、必要に応じ、環境の保全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた当該排出抑制、適正な処理等の促進方策について総合的な検討を行う。

《開催日程》

第1回：平成28年5月19日（木）

↓

第9回：平成29年11月2日（木）

1-8. プラスチック資源循環戦略小委員会

プラスチック資源循環戦略を総合的に推進するための戦略の在り方に関する事項について検討を行う。

《開催日程》

第1回：平成30年8月17日（金）

↓

第5回：平成31年2月22日（金）

※平成31年3月26日 プラスチック資源循環戦略の在り方について～プラスチック資源循環戦略（案）～（答申）

※令和元年5月31日 プラスチック資源循環戦略（概要）（56ページ掲載）

1-9. プラスチック資源循環小委員会

（産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループとの合同会合）

プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日決定）に基づきプラスチックの資源循環に係る具体的な施策のあり方について検討を行う。

《開催日程》

第1回：令和2年5月12日（火）

（合同会合）① プラスチックの資源循環を巡る国内外の状況について

② フリーディスカッション

③ その他

第2回：令和2年5月26日（火）

（合同会合）① プラスチックの資源循環に関する関係ヒアリング

② その他

第3回：令和2年6月23日（火）

- （合同会合）① プラスチックの資源循環に関する関係ヒアリング
② その他

第4回：令和2年7月21日（火）

- （合同会合）① 今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について
② その他

第5回：令和2年9月1日（火）

- （合同会合）① 今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について
② その他

※今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性

（57 ページ掲載）

1-10. レジ袋有料化検討小委員会

（産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループとの合同会合）

環境省を含む関係省庁の連名で策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けており、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指している。

レジ袋有料化義務化にあたっては、容器包装の使用合理化に係る取組を定めた容器包装リサイクル法（以下「法」という。）の枠組みを基本としつつ、レジ袋の有料化義務化の制度の在り方等について審議する。

《開催日程》

第1回：令和元年9月26日（木）

↓

第4回：令和元年12月25日（水）

※プラスチック製買物袋の有料化のあり方について

2-1. 産業構造審議会産業技術環境分科会

2-2. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会

《開催日程》

第1回：平成13年1月26日（金）

↓

第34回：令和元年8月30日（金）書面審議

- ① レジ袋有料化検討ワーキンググループの設置について

2-3. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ

（中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会との合同会合）

2-4. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ

（中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会との合同会合）

2-5. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ

《開催日程》

第1回：平成25年9月19日（木）

↓
第 25 回：令和元年 10 月 31 日（木）

- ① 容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について
- ② 資源有効利用促進法に基づく識別表示のサイズの縮小等について

2-6. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ
(中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会との合同会合)

2-7. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ
(中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会との合同会合)

3. 循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、市町村が推進している一般廃棄物処理施設の整備に不可欠の予算である。

特に、平成 2 年度以降は、ダイオキシン対策のために緊急かつ集中的に施設整備が全国でなされたところであるが、そのとき整備・更新された一般廃棄物処理施設（耐用年数は概ね 20 年程度）の多くは老朽化が進み、更新時期を迎えている状況にある。

全国都市清掃会議は、老朽化施設の建て替え需要に見合った循環型社会形成推進交付金の確保に向け、あらゆる機会を捉え取り組みを進めているところである。

《一般廃棄物処理施設整備に係る事業予算一覧表》

単位：百万円

	元年度予算		2 年度予算	3 年度
	当初	補正	当初	概算要求
循環型社会形成推進交付金 (A)	32,960	46,000	30,609	27,242
廃棄物処理施設整備交付金 (B)	2,590	1,300	2,590	2,564
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (C)	25,950	1,000	25,950	25,950
小 計	61,500	48,300	59,149	55,756
東日本大震災復興対策特別会計	25,552	9,400	29,545	660
合 計	87,052	57,700	88,694	56,413

注記：Aは、公共・従来型交付金

Bは、非公共・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

Cは、エネルギー特別会計・廃棄物処理施設を核とした地域循環圏構築促進事業

《令和 3 年度概算要求額の概要（環境省環境再生・資源循環局）》

(51 ページ掲載)

Ⅱ 管理運営

1. 会議

1) 総会

(1) 定時総会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年5月1日（金）

提案者：専務理事

可決日：令和2年5月21日（木）

- 提案事項：① 令和元年度業務執行報告について
② 各地区協議会提出要望事項について
③ 決議・要望について
④ 令和元年度決算について
⑤ 理事・監事及び評議員の選任について
⑥ 令和2年度事業計画及び収支予算について
⑦ 令和3年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について

2) 評議員会

(1) 春季評議員会（書面によるみなし決議）

春季評議員会への提案事項は定時総会と同様であることから定時総会の同意書提出を持って同意とみなす。

3) 理事会

令和2年度第1回理事会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年4月9日（木）

提案者：専務理事

可決日：令和2年4月22日（水）

- 提案事項：① 代表理事・業務執行理事に係る業務執行報告について
② 令和2年度会長感謝状について
③ 令和元年度収支決算について
④ 令和2年度秋季評議員会・臨時総会開催日程について
⑤ 会員の入退会について

令和2年度第2回理事会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年5月1日（金）

提案者：専務理事

可決日：令和2年5月20日（水）

- 提案事項：① 各地区協議会提出要望事項について
② 決議・要望について
③ 理事・監事及び評議員の選任について
④ 令和3年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について
⑤ 会員の入退会について

令和2年度第3回理事会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年5月1日（金）

提案者：専務理事

可決日：令和2年5月21日（木）

提案事項：① 会長、副会長、専務理事の選任について

令和2年度第4回理事会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年7月22日（水）

提案者：専務理事

可決日：令和2年7月29日（木）

提案事項：① 令和2年度要望書について

2. 大規模災害支援

令和2年度も大規模災害にみまわれた被災地域に対して、環境省の要請に基づき、会員の協力を得て、できる限りの支援活動を行った。

◆令和2年7月豪雨に係る支援活動（7月中旬～）

支援先：人吉市、八代市、芦北町、球磨村

支援内容：災害廃棄物の収集、運搬等

支援団体：京都市、大阪市、神戸市、岡山市、倉敷市、広島市、北九州市、福岡市、長崎市、熊本市、佐賀市、日向市、鹿児島市

Ⅲ 調査研究事業

1. 廃棄物処理事業の経営及び技術等に関する調査研究

1) 定時総会決議に基づく要望書の取りまとめ

令和2年度定時総会において決議された4項目140件の要望事項について、国等への要望を実施するにあたり、要望書としての取りまとめ及び取り扱いについて、理事都市と協議を実施した。

第1回：令和2年6月26日（金）第一次案

第2回：令和2年7月13日（月）第二次案

第3回：令和2年7月22日（水）最終案

2. 要望・意見交換会等

1) 総会決議に基づく要望・意見交換会

令和2年度定時総会の決議に基づき、廃棄物処理事業を推進する上で直面する諸課題について政府・与党等に対して要望書を提出した。また、環境省等と意見交換を実施した。

(1) 令和2年度定時総会決議に基づく要望

要望日：令和2年8月6日（木）、11日（火）、14日（金）

要望先

① 政府・与党：自民党、公明党

② 関係省庁：環境省、経済産業省、資源エネルギー庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、財務省、国税庁、総務省

③ 関係団体：全国市長会他28団体

要望事項：①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充

②リサイクル関連法の推進

③適正処理困難廃棄物対策の促進

④廃棄物の適正処理等の推進

（19ページ掲載）

注記：要望先に応じて、要望事項①から④を選択し提出。

(2) 令和2年度定時総会の決議に基づく意見交換会

令和2年度定時総会の決議に基づき、廃棄物処理事業を推進する上で直面する諸課題について要望書に基づき環境省、自民党と意見交換を実施した。

実施日：令和2年8月6日（木）

実施先：①環境省環境再生・資源循環局

②自民党組織運動本部長、環境関係団体委員会委員長

3. 廃棄物処理に係る図書の出版

1) 廃棄物処理施設整備実務必携（令和2年度版） 発行：令和2年9月8日

IV 普及啓発事業

1. 表彰等

1)環境大臣表彰（令和2年度循環型社会形成推進功労者等）

令和2年度の環境大臣表彰は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、式典は中止となり、受賞者の所属団体を通じて表彰状が伝達されることとなった。

2)第43回会長表彰

第43回会長表彰は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、式典を中止し、受賞者の所属団体を通じて表彰状を伝達した。

(1) 功 労 賞 36名

(2) 勤 続 賞 308名

3)感謝状の贈呈 11名

令和2年度会長感謝状贈呈は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、式典を中止し、受賞者の所属団体を通じて感謝状を伝達した。

2. 研修会等

1)自治体報告

令和2年度定時総会開催に伴う自治体報告は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、定時総会を中止したことに伴い、中止した。

2)施設見学会

令和2年度定時総会開催に伴う施設見学会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、定時総会を中止したことに伴い、中止した。

3)第42回全国都市清掃研究・事例発表会

全国都市清掃研究・事例発表会は、廃棄物処理事業に携わる自治体、企業、学術等の団体が、日頃の調査、研究等の成果に関する情報発信と意見交換を行うことにより事業の円滑・効率的な執行に資することを目的に実施する予定。

開 催 日：令和3年1月20日（水）、21日（木）、22日（金）

開催場所：福山市（広島県）・福山ニューキャッスルホテル

参加人数：令和元年度1,329名

(1) 第42回全国都市清掃研究・事例発表会実行委員会

①第1回実行委員会

日 時：令和2年7月14日（火）14：30～16：30

場 所：ホテル東京ガーデンパレス

協議事項：① 新型コロナウイルス感染症への対応について

② 日程及び会場について

③ 特別企画（案）について

④ 発表論文募集案内（案）について

⑤ 次回（第43回）開催市について（松山市（愛媛県）に決定）

⑥ その他

②第2回実行委員会

日 時：令和2年9月11日（金）13：30～15：00

場 所：福山市・福山ニューキャッスルホテル

協議事項：①第1回実行委員会議事録の確認について

- ②第1回実行委員会を踏まえた対応について
- ③発表申込み状況及び申込論文について
- ④全体スケジュールについて（部門別発表）
- ⑤座長について

4) 廃棄物処理施設積算要領研修会

廃棄物処理施設積算要領研修会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止した。

3. 広報活動

1) 機関誌「都市清掃」

(1) 機関誌「都市清掃」の発行

- 355号（5月号）特集／第41回全国都市清掃研究・事例発表会より
- 356号（7月号）特集／廃棄物分野におけるAI, IoT等のICTの利活用（その1）
- 357号（9月号）特集／廃棄物分野におけるAI, IoT等のICTの利活用（その2）

(2) 編集委員会

第192回～第194回編集委員会

開催日：令和2年4月21日（火）・6月30日（火）・8月17日（月）

開催時間：14：30～16：30

開催場所：ホテル東京ガーデンパレス

協議事項：都市清掃356号（7月号）・357号（9月号）・358号（11月号）の編集・企画等について協議。

2) 3R活動の推進

3R活動推進フォーラム主催の第15回3R推進全国大会（令和2年10月20日：和歌山市開催）は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、その開催が令和3年度に延期されることとなった。

4. 国際交流

1) 第39回海外廃棄物処理事情調査団

「廃棄物問題」及び「環境問題」や「廃棄物処理施設とライフラインの融合」等に先進的に取り組んでいるヨーロッパ地域の処理施設及び関係機関を視察し、海外の廃棄物処理事業の調査を行い、あわせて国際交流を深めることにより、今後、各市区町村や関係者等の廃棄物行政の進展や新たな処理技術への対応に寄与することを目的に実施する予定であったが、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止した。

5. 各地区協議会関係

1) 北海道地区協議会

(1) 総会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年4月8日（水）

提案者：幹事長 札幌市環境局長

決議日：令和2年4月14日（火）

提案事項：①令和元年度会務報告

②令和元年度歳入歳出決算及び会計監査報告

③令和2年度事業計画（案）

- ④令和2年度歳入歳出予算（案）
- ⑤公益社団法人全国都市清掃会議定時総会への提出議題等
- ⑥公益社団法人全国都市清掃会議令和3年度春季評議員会及び定時総会開催都市の選定（案）

2) 東北地区協議会

(1) 総会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年4月23日（木）

提案者：幹事長 仙台市環境局長

- 提案事項：①令和元年度会務報告及び歳入歳出決算について
②令和2年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
③令和2年度要望事項について
④令和2・3年度役員都市について
⑤令和3年度総会等の開催都市について（男鹿市）
⑥会員の入退会について

(2) 研修会

令和2年度の研修会は、11月上旬に由利本荘市にて開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止した。

3) 関東地区協議会

(1) 総会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年5月12日（火）

提案者：幹事長 千葉市環境局長

決議日：令和2年5月22日（金）

- 提案事項：①令和元年度会務報告について
②令和元年度決算（案）について
③令和2年度事業計画（案）について
④令和2年度予算（案）について
⑤令和2・3年度役員都市（案）について
⑥令和3年度総会の開催都市（案）について（高崎市）
⑦令和2年度公益社団法人全国都市清掃会議総会提出要望事項（案）について

4) 北陸東海地区協議会

(1) 総会（書面によるみなし決議）

提案日：令和2年4月8日（水）

提案者：幹事長 名古屋市環境局長

決議日：令和2年4月17日（金）

- 提案事項：①令和元年度事業報告及び決算について
②令和2年度事業計画案及び予算案について
③建議要望事項について
④令和3年度地区協議会総会開催都市について（富士市）

(2) 研修会

令和2年度の研修会は、8月中旬に金沢市にて開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止した。

5) 近畿地区協議会

(1) 総会（書面によるみなし決議）

提 案 日：令和2年4月21日（火）

提 案 者：幹事長 神戸市環境局長

決 議 日：令和2年4月27日（月）

- 提案事項：①令和元年度事業及び決算報告について
②令和2年度事業計画案及び予算案について
③令和2年度（公社）全国都市清掃会議への建議事項
④全国都市清掃会議近畿地区協議会議規則改正について

6)中国・四国地区協議会

(1) 総 会（書面によるみなし決議）

提 案 日：令和2年4月15日（水）

提 案 者：幹事長 広島市環境局長

決 議 日：令和2年4月22日（水）

- 提案事項：①令和元年度事業報告
②令和元年度収支決算について
③令和2年度事業計画（案）について
④令和2年度収支予算（案）について
⑤令和2年度要望事項について
⑥令和2・3年度全国都市清掃会議役員及び評議員の推薦について
⑦令和3年度総会の開催地について（廿日市市）

7)九州地区協議会

(1) 総 会（書面によるみなし決議）

提 案 日：令和2年4月30日（木）

提 案 者：幹事長 北九州市環境局長

決 議 日：令和2年5月15日（金）

- 提案事項：①令和元年度九州地区協議会会務報告
②令和元年度決算について
③令和2年度予算について
④全国都市清掃会議総会提出要望事項について
⑤九州地区協議会役員の選任について
⑥全国都市清掃会議役員及び評議員の選任について
⑦次期九州地区協議会総会等開催都市について（長崎市）

8)賛助会員協議会

(1) 総 会（書面によるみなし決議）

提 案 日：令和2年4月6日（月）

提 案 者：幹事長 JFEエンジニアリング(株)営業統括部長

決 議 日：令和2年4月24日（金）

- 提案事項：①令和元年度賛助会員協議会会務報告
②令和元年度収支決算について
③令和2年度事業計画及び収支予算について
④副幹事長の交代について

(2) 施設見学会

令和2年度の施設見学会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止した。

V 技術指導相談事業

1. 技術指導相談事業

1) 技術指導

本事業は、昭和 59 年度から実施しており、市町村等がごみ処理施設などの廃棄物処理施設を建設する場合の求めに応じてその技術力を補完する立場から技術指導を行っており、これまでに 116 件が完了している。令和 2 年度も西いぶり広域連合をはじめ 30 団体に対し実施している。

(48 ページ掲載)

○技術指導内容

- ①ごみ処理基本計画策定の助言、②ごみ処理施設整備事業計画策定の助言、
- ③環境影響調査の助言、④発注仕様書審査、⑤見積図書審査、⑥実施設計審査、
- ⑦建設監理援助、⑧性能試験援助、⑨運転・保全業務援助

○令和元年度技術指導契約一覧（令和 2 年 9 月 30 日現在）

	1	西いぶり広域連合	(計画支援)
	2	塩谷広域行政組合	(計画支援)
	3	四街道市	(計画支援)
	4	浦添市	(計画支援)
(新)	5	宇佐・高田・国東広域事務組合	(計画支援)
(新)	6	佐賀県東部環境施設組合	(計画支援)
(新)	7	印西地区環境整備事業組合	(計画支援)
(新)	8	呉市	(計画支援)
	9	三沢市	(施工監理)
	10	大崎地域広域行政事務組合	(施工監理)
	11	霞台厚生施設組合	(施工監理)
	12	江戸崎地方衛生土木組合	(施工監理)
	13	川越市	(施工監理)
	14	町田市	(施工監理)
	15	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	(施工監理)
	16	姫路市	(施工監理)
	17	出雲市	(施工監理)
	18	北薩広域行政組合	(施工監理)
	19	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合	(施工監理)
	20	北秋田市	(維持管理)
	21	湯沢雄勝広域市町村圏組合	(維持管理)
	22	南那須地区広域行政事務組合	(維持管理)
	23	武蔵野市	(維持管理)
	24	村上市	(維持管理)
	25	飛騨市	(維持管理)
	26	岩国市	(維持管理)
	27	今治市	(維持管理)
	28	人吉球磨広域行政組合	(維持管理)

29 比謝川行政事務組合 (維持管理)

30 倉浜衛生施設組合 (維持管理)

(30 団体 (継続 26 団体))

○支援内容別実績一覧

年 度	計 画	施 工 監 理	維 持 管 理 他	合 計
26 年度	6	11	9	26
27 年度	8	14	7	29
28 年度	11	17	7	35
29 年度	10	14	7	31
30 年度	10	13	7	30
元年度	6	13	11	30
2 年度	8	11	11	30

2)技術相談

ごみ処理施設などの廃棄物処理施設の建設や維持管理について技術相談に応じるとともに、これらに関する技術情報の提供などを行う。また、廃棄物処理技術に関する問い合わせ等について専門的な立場から回答、案内を行っている。

2. 廃棄物処理技術検証・確認事業

全国の廃棄物処理技術の向上と相互協力の見地から、地方公共団体の立場を理解したうえで企業が開発する廃棄物処理に係る技術について検証・確認し、地方公共団体に新技術について技術情報提供を行っている。

参考：廃棄物処理技術検証・確認事業の実績

第 1 号 川崎サーモセレクト式ガス化溶融技術 (H11 年度)

第 2 号 神鋼・ルルギ式ストーカ焼却技術 (H11 年度)

第 3 号 住友金属式シャフト炉型直接ガス化溶融技術 (H12 年度)

第 4 号 外熱キルン式炭化脱塩技術 (H12 年度)

第 5 号 バブコック日立・スタインミュラ式ストーカ焼却技術 (H13 年度)

第 6 号 コンポガス式メタン発酵技術 (H13 年度)

第 7 号 川鉄内熱式ごみ炭化技術 (H14 年度)

第 8 号 コークスベッド灰溶融技 (H14 年度)

第 9 号 リンデ式メタン発酵技術 (H15 年度)

第 10 号 外熱キルン式ごみ炭化技術 (H16 年度)

第 11 号 荏原内部循環流動床熱分解焼却技術 (H17 年度)

第 12 号 無希釈二相循環式メタン発酵技術 (H18 年度)

第 13 号 スタインミュラ式ストーカ焼却技術 (H26年度)

第 14 号 ドランコ式メタン発酵技術 (H28年度)

VI 適正処理困難廃棄物対策事業

1. 中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会

1) 適正処理困難指定廃棄物対策協議会の運営

本協議会は、適正処理困難指定廃棄物の処理体制の整備に向け、関係者と協議するに当たり市町村（会員以外の市町村も含む）の意向の集約化及び情報の把握等を行うため、設置されており、その事務局を当法人が担当し、その運営に当たっている。

2) 関係業界との協議等

2. 使用済み乾電池等広域回収・処理事業

1) 事業概要

環境省（当時の厚生省）からの「使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼（昭和 60 年 8 月）」に基づき、（公社）全国都市清掃会議内に「使用済み乾電池広域回収・処理連絡会」を設置し、全国の市町村を対象に「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」により分別・収集された使用済み乾電池等を運搬、処理・処分するシステムの運営・管理事業を「使用済み乾電池等広域回収処理事業」として昭和 61 年度から実施。また、平成 11 年 4 月に蛍光管を対象品目に加えた。

2) 使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会加入団体数（令和 2 年 9 月 30 日現在）

団体数：616 団体（市 320、町 134、村 22、組合 140）

延市町村数：971 市町村（市 523、町 374、村 74）

3) 使用済み乾電池等広域回収処理事業

(1) マニフェストシステムによる使用済み乾電池等の広域回収処理実績

① 令和元年度実績（令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日）

* 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分量	2,687.6 トン
内訳 使用済み乾電池	1,969.9 トン
使用済み蛍光管等	717.7 トン

② 昭和 61 年度から令和 2 年 9 月 30 日までの累計実績

* 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分量	239,243.2 トン
内訳 使用済み乾電池	193,385.1 トン
使用済み蛍光管等	45,858.1 トン

- (2) 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分の管理方針に基づく通知
- ①根 拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イ
 - ②通知先：北海道、大阪市、北見市
 - ③通知日：令和2年3月2日
- (3) 使用済み乾電池等の広域回収・処理計画実施状況報告
- 令和元年度使用済み乾電池等の広域回収・処理計画の実施状況を報告書に取りまとめ、令和2年7月1日、ホームページに掲載するとともに会員へ報告。
- (4) 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分の管理方針に基づく現地調査
- ①根 拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号ロ
 - ②調査日及び調査先
 - ◆令和2年9月30日（水）
日本通運㈱北見支店、日本貨物鉄道㈱北見営業所
 - ◆令和2年10月1日（木）
広域回収・処理センター（野村興産㈱イトムカ鉱業所）
 - ③調査項目
 - (1) マニフェスト伝票の保管及び履行状況の確認。
 - (2) 広域回収・処理センター施設の管理・運営状況の確認。
 - (3) 廃棄物処理法等関係法令に基づく広域回収・処理センター施設管理データの確認。

Ⅶ 廃棄物処理プラント保険事業

1. 概要

本事業は、各地方自治体等が所有・使用・管理するごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設内の機械設備が不測かつ突発的な事故により損傷を受けた場合に、これをもとの稼働可能な状態に復旧するための修理費を補償することを目的に昭和61年4月から実施している。

なお、各地方自治体が採用している建物共済等でカバーできない事故による損害をカバーするものとなっており、建物共済と補償が重複することはない。

また、本事業では、廃棄物処理施設のリスクマネジメント研修会を通じて事故の未然防止と対応など情報交換を行っている。

2. 廃棄物処理プラント保険加入実績

- ・ 64 団体（77 施設）が加入。（令和2年4月現在）

3. 保険設計上の特色

(1) 火災共済ではカバーできない事故の補償

火災共済では補償できないプラント設備特有の電氣的・機械的事故や、異物混入などの不測かつ突発的な事故を幅広く補償。また、損害額は新価（再調達価額修理費用）で補填されるため、機械の経年減価率に関わらず損害額を実額で補償。

(2) プラントの機械設備を全て包括して補償

廃棄物処理プラント保険では、プラントの機械設備一式全てを保険の目的とする。（建物、基礎部分は除く。）プラントの機械設備を包括して補償するため、保険手配の事務が簡素化されると同時に、保険の付け忘れ等の心配がない。

(3) 保険料支払の猶予を設定

地方自治体の出金手続き等を考慮して、保険料の支払い猶予期間を設定している。4月1日加入の場合、事前にご加入の申込があれば、保険料の支払前に補償が開始するので、保険料の支払は補償開始後（60日以内）とすることが可能。

(4) 新設プラントに対する割引や無事故による割引制度

運転開始から4年間の新設プラントには最大18%の新機械割引が、運転開始から2年間の新設プラントにはメーカー保証がある場合は、最大12%のメーカー保証割引が適用。

VIII 資 料

VIII-1	令和2年度要望書	19
VIII-2	(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績	48
VIII-3	令和2年度概算要求額の概要(環境省環境再生・資源循環局)	51
VIII-4	プラスチック資源循環戦略(概要)	56
VIII-5	今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性	57

令和 2 年度要望書

全都清第 83 号
令和 2 年 8 月 6 日

環境大臣 小泉進次郎 様

公益社団法人 全国都市清掃会議
会 長 金 澤 貞 幸
(横浜市資源循環局長)

廃棄物処理に関わる要望について

本法人では、令和 2 年度定時総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する諸課題について討議し、要望することを決議しました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

令和 2 年 8 月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I	令和2年度定時総会における決議	22
II	要望事項	
第1.	廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	24
1.	循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	
2.	交付金等の財政支援について	
第2.	リサイクル関連法の推進に関する要望	28
1.	容器包装リサイクル制度について	
2.	家電リサイクル等の円滑な推進について	
3.	食品リサイクルの推進について	
4.	廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について	
第3.	適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	36
1.	法整備の推進について	
2.	適正処理困難指定廃棄物について	
3.	PCB廃棄物の期限内処理の推進について	
4.	一般廃棄物となる建材等について	
5.	紙おむつや医療系廃棄物について	
6.	適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について	
第4.	廃棄物の適正処理等の推進に関する要望	39
1.	再生可能エネルギー法について	
2.	電力の計画値インバランス制度について	
3.	小売電気事業者登録制度の充実について	
4.	溶融スラグの利用促進について	
5.	ガラス製廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて	
6.	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について	
7.	手数料徴収事務の円滑な推進について	
8.	安定型最終処分場の見直しについて	
9.	産業廃棄物処理施設の集中について	

10. 漂流・漂着・海底ごみについて
11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
12. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について
13. 国による広域的な最終処分場の確保について
14. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について
15. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて
16. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について
17. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について
18. 太陽光発電モジュール等の自主回収について
19. し尿処理施設と下水道の接続について
20. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について
21. バグフィルター改良工事への支援
22. 国による焼却施設及び最終処分場の整備
23. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について
24. 災害廃棄物処理補助金の継続について
25. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について
26. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について
27. 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について
28. 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について
29. 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物の焼却施設に係る対象地域要件の見直しについて

I 令和2年度定時総会における決議

われわれは、循環型社会形成の推進と地域の生活環境の向上を図るうえで廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進するための諸施策を積極的に進めるとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備やこれら施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正処理を一層推進すべく懸命の努力を続けているところである。

さて、わが国の廃棄物処理に関しては、昨今の大規模災害を踏まえ、安全・安心を基調に循環型社会、低炭素社会、自然共生型社会の三つを統合的に推進していくことにより、持続可能な社会の実現をすることが大きな課題となっている。

国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画の見直しが行われ、更なる循環型社会の形成に向けた取組みがスタートした。

また、廃プラスチック有効利用率の低さ、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっている中で、プラスチック資源循環戦略を策定した。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が本年4月になされたが、一般廃棄物の処理責任を担う市区町村等は、こうした状況にあっても廃棄物処理を住民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラとして位置づけ、感染症対策を適切に行うとともに業務の継続に尽力しているところである。

更に、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。

加えて、SDGsの推進など環境問題等への社会的要請の高まりの中、市区町村等は持続可能な社会の実現に向けて、更なる取組みが求められているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和2年5月21日

公益社団法人 全国都市清掃会議

II 要望事項

第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金を主要な財源として事業を進めているが、特に平成2年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

令和2年度は、当初予算に591億円を計上し、令和元年度補正予算と併せて、合計1,074億円を計上しているが、循環型社会形成推進交付金等の当初予算は所要額と大きく乖離しているうえ、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

については、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

(1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源とした地域計画を策定したうえで、計画的に事業を推進している。

また、地元住民の合意形成にあたっては、長年にわたり協議や説明会等を積み重ね、多大な時間と費用を掛けてようやく施設整備に至っている経緯がある。

循環型社会形成推進交付金等の予算額の不足は、整備スケジュールを遅らせ、新たな地元との調整等を迫られるだけでなく、事業実施自体が困難となる恐れがある。

については、

- ① 施設整備事業が計画的に実施できるよう、国において確実に、安定的かつ継続的な財政措置を講じること。
- ② 当該事業の所要額に見合う交付金を、年度当初において、事業満了まで交付率を維持し、満額を交付すること。
- ③ 交付金予算について、地域によって交付状況に差が生じないように配分すること。
エネルギー回収率の交付要件に特例を設けるなど、地域の実情に合わせた制度の柔軟な運用を図ること。
- ④ 循環型社会形成推進交付金は、その多くが環境省所管の予算として計上される一方で、北海道地区では国土交通省所管の北海道開発予算として計上されており、事業の増減に対し柔軟な対応が出来ない状況であることから、予算が計上される省庁によって交付金内示状況に大きな差が生じないように、交付金要望に応じた柔軟な運用を行うこと。

(2) 交付対象範囲の拡充について

1) 基幹的設備改良事業に係る交付対象事業の拡大

① 長寿命化・延命化につながる基幹的設備

循環型社会形成推進交付金の交付対象となった廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付要件は、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であって、また交付対象となる設備・機器は二酸化炭素の排出削減に寄与するものみに限定されている。

しかし、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設あるいは老朽化した施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながる

ることから、こうした基幹改良事業についても交付対象とすること。

② ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設

交付金制度の改正により、リサイクルセンターなどのマテリアルリサイクル推進施設については、地球温暖化に資する設備に限り、交付対象となった。

ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設は、延命化工事が交付対象外となっているが、循環型社会の形成推進において極めて重要な施設であり、長寿命化計画診断及びそれに基づく改良工事等を行うことで施設の耐用年数の延命化が図れるため、延命化工事も交付対象とするよう交付要件を緩和するなど柔軟な運用を図ること。

③ 中央監視制御装置など主要設備

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備の補修・更新は、直接的な二酸化炭素削減の効果はないものの、廃棄物処理施設の安定稼働には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象とすること。

④ 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、埋立期間中及び埋立の終了後も埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、最終処分場を管理する自治体によっては、浸出水処理施設の補修・更新をはじめ閉鎖整備等に向けた費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、自治体が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるよう浸出水処理施設の補修・更新等を交付対象とすること。

また、早期の廃止が実現できるよう、公共施設等の除去に係る地方債を拡充すること。

⑤ 災害等廃棄物処理事業費補助金対象範囲の拡大

平成 30 年 7 月豪雨災害の事例などをはじめ、大規模災害時において、家屋が半壊に至らない状況でも、実質解体せざるを得ない状態であれば、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象とすること。

2) 廃棄物処理施設整備に係る交付対象範囲の拡充

① 用地費及び余熱利用施設等地元対策事業費

建設候補地の地元とは、長期にわたる協議が必要となるが、建設同意を得た後、事業を計画的に執行するためには、国の予算の確保と、継続的な財政支援が不可欠である。

については、現在対象となっていない、最終処分場等に係る用地費及び住民理解を得るために必要な余熱利用施設等の周辺や地域環境整備にかかる費用を交付対象とすること。

② 広域処理を推進するための廃棄物処理施設整備

廃棄物処理施設整備計画では、持続可能な適正処理の確保に向けた施設整備という考え方の中で、廃棄物の広域処理を計画的に進めることが記載されている。

また、広域的な視野で安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築し、高規格の施設により集約的・効率的な廃棄物発電を行うことで低炭素社会の構築に資する面もある。

については、循環型社会形成推進交付金制度を拡充し、一般廃棄物の広域処理を推進するための、焼却工場、選別施設、圧縮中継施設等の施設整備（解体含む。）に対する財政的支援を行うこと。

③ 一体として整備が必要な建屋部分の整備

廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の下、交付金を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。

については、施設を設置するにあたり、一体として整備が必要となる建屋部分（管理棟、水処理施設など）の整備を交付対象とすること。

④ ごみ中継施設の施設整備及び更新事業

広域的な視野でごみ中継施設の整備を行うことは安定的・効率的な廃棄物処理システムを構築でき、環境負荷の低減、低炭素社会の構築等にも資するため、交付対象とすること。

⑤ 一時的に計画ごみ量を超過した処理能力施設

一般廃棄物処理施設を新たに整備する場合、安定的かつ継続的なごみ処理を確保する観点から、長期的な施設整備計画等に基づいて整備する場合は、一時的に計画ごみ量を超過した処理能力についても、交付制度の対象とすること。

⑥ 高効率発電施設

東日本大震災以降の電力確保の一端を担うごみ発電の観点から、新たな高効率ごみ発電施設を交付対象とすること。

⑦ エアゾール製品等処理設備整備

エアゾール製品等の安全な中間処理専用の処理設備の増設・更新、既存車両の改造や専用機器の導入に要する費用を交付金の対象とすること。

⑧ 水銀排出規制に対応するための施設整備

水俣条約発効に伴い大気汚染防止法の水銀排出規制に対応するため、焼却炉の水銀除去のための新設導入や更新を交付金の対象とすること。

⑨ し尿等の前処理施設等

し尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するMICS事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備することが必要なし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業等は、支援の対象となっていない。

については、し尿等の前処理施設等を交付対象とすること。

また、下水道投入により「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、小規模化・効率化を図る場合なども交付金の対象とすること。

⑩ 汚泥再生処理センターの整備事業

汚泥再生処理センター整備事業では、「有機性廃棄物を合わせて処理すること」が交付要件とされており、要件を撤廃すること。

上屋部分も交付金の対象とすること。

⑪ 合併浄化槽の設置及び更新

浄化槽設置整備事業に関して、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽の設置及び更新について、補助対象とすること。

3) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

① 災害廃棄物等の選別・ストックヤードの整備

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理のため、ストックヤードの整備は重要な課題となっている。

については、ストックヤードを整備するための用地の確保及び整備を交付対象とすること。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、既存の廃棄物処理施設に対し、災害時における電気・水等のユーティリティ供給機能の整備、災害用バックアップ施設の整備及び施設の浸水対策整備についても交付対象とすること。

② 災害等廃棄物処理事業の補助対象範囲の拡大

災害等廃棄物処理事業費の補助対象事業は、「生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされている。

汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、豪雨・洪水・高潮などの水害発生時の廃棄物処理事業において、被災した個人の浄化槽の機能回復に必要な泥土の抜き取り費用等については汲取便槽に係るし

尿収集のみが対象となっている。

については、同じくし尿が混入している浄化槽からの汚泥収集等経費についても災害等廃棄物処理事業費の補助対象とすること。

4) 廃止した廃棄物処理施設等の解体工事

廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散防止や作業員の曝露防止対策等に膨大な費用を要し、設置主体が全ての費用を賄うことは困難であるのに加え、解体に係る循環型社会形成推進交付金は、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」に限定されているため、解体処理が進まない現状にある。

については、施設解体を促進するため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、次の全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について対象とすること。

また、解体跡地に一定規模以上の再生可能エネルギー施設を建設する場合においても、解体時の費用を交付対象とすること。

- ① 新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事
- ② 解体跡地以外に新施設を建設する場合
- ③ 新施設建設後に解体工事を行う場合
- ④ 解体後に廃棄物処理施設の付帯及び関連施設の整備を行う場合
- ⑤ ごみ処理広域化に伴う施設の集約化により廃止する施設解体工事
- ⑥ 最終処分場の水処理施設及び選別施設などの解体
- ⑦ し尿処理施設の解体事業は循環型社会形成推進交付金の交付対象外となっており、起債も不可とされているが、し尿等希釈投入施設建設や下水道施設において一体的に処理することにより、廃止となる場合がある。

については、自治体の厳しい財政事情を考慮し、施設の集約化など、効果的・効率的な廃棄物処理に係るし尿処理施設など焼却施設以外の廃棄物処理施設の解体も交付対象事業とすること。

また、解体において起債を行えるようにすること。

(3) 交付率の引き上げについて

廃棄物処理施設は市民生活に必要なものであるが、その整備には、発電・余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。

平成 28 年度からエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業がエネルギー対策特別会計の対象事業となり、高効率エネルギー回収に係る設備は交付率が 2 分の 1 となったが、その他の設備は 3 分の 1 である。

については、廃棄物処理施設の整備等が円滑に行えるように交付率を引き上げること。

(4) 廃棄物処理施設の適正価格算定基準の策定について

廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、品質確認・履行確認には相当の労力を要する。

現在、設計にあたっては標準仕様・積算基準がない反面、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において間接工事費のみが定められていることから、多業種にまたがる積算基準の準用について苦慮している。

計画支援事業として専門技術者の関与が重要であるが、近年ダンピングによる品質低下を危惧しており、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

また、工事等においても、公平性・透明性を高め、品質の高い施設整備を経済的に行うため、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

これらのことから、標準仕様・積算基準を策定すること。

2. 交付金等の財政支援について

(1) 灰溶融固化設備の運営

焼却残渣のリサイクル推進及び適正処理のための溶融設備の運転や維持管理に要す

る経費は膨大であり、自治体にとって大きな負担となっている。

については、灰溶融固化設備の運営に係る財政的な支援を行うこと。

(2) 環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設等

施設立地周辺の環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る自主管理基準の設定等に積極的に取り組んでいる施設がある。

については、環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設に対しては、財政支援措置を検討すること。

(3) 焼却灰の外部の民間事業者等への委託処理

近年は、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化として、民間委託先におけるセメント原料化や焼成、溶融固化する処理ルートも確立されつつあり、残渣のリサイクル率向上に貢献している。

現在、民間処理委託については支援策が講じられていないが、自治体の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

については、焼却残渣の民間への委託処理について、自治体への財政措置を講じること。

また、循環型社会形成の推進及び最終処分場の延命化の観点から、焼却残渣の資源化に対して、財政支援すること。

(4) 発生汚泥等の堆肥化等に関する施設整備

現在、汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）が社会資本整備総合交付金による支援措置として講じられているものの、その補助対象経費は限定的となっている。

については、温室効果ガス削減をより効果的に促進するため、発生汚泥等の堆肥化等に関する施設整備に対して、交付金や一般廃棄物処理事業債、下水道事業債の対象とするなど、新たな財政措置を講じること。

(5) ごみ中継施設整備事業と譲渡所得の特別控除

広域でのごみ処理に必要不可欠なごみ中継施設の整備については、施設全体が対象となる財政支援の制度がない。

また、必要な用地を施設整備の用に供した場合、ごみ中継施設整備事業は事業認定を受けないと租税特別措置法上の譲渡所得の特別控除が適用されないため用地確保に支障を来し、事業の円滑な実施の妨げとなっている。

については、ごみ処理の広域化を促進するために、ごみ中継施設整備事業について、事業認定を受けなくても特別控除が受けられる特掲事業とすること。

(6) 公共施設の除却に係る地方債

埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は、安定化までには長期の期間を要することから、その維持管理費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止モニタリング費用について、公共施設等の除却に係る地方債の対象とすること。

(7) リサイクル施設への財政支援

自治体の一般廃棄物処理計画や循環型社会形成推進地域計画に基づき、リサイクル施設を整備する際には、事業者が行う場合であっても、一定の財政措置を検討すること。

第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル制度について

平成 25 年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る 2 度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成 26 年 9 月以降の長い中断を経て平成 28 年 1 月に再

開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかった。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

(1) 自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまでも要望してきているものの、依然として自治体の負担する費用が大きく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、住民に対する周知啓発経費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り、自治体の負担を軽減すること。
- ② プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度プラスチック資源一括回収実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含め見直しを早急に図ること。
- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

分別基準適合物の再商品化に係る自治体負担分を事業者負担とすること。

(2) 引取り品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、評価基準の変更や再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度の評価や指定収集袋を異物扱いする評価方法により、自治体は負担を強いられているとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっている。

については、

- ① 容器の汚れなどに関しては、若干の汚れは問題ない場合があり、客観的な判断が難しい面があることから、収集袋の破袋度の評価方法を見直すとともに、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用を図ること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販の収集袋及びクリーニング袋など非容器包装については、異物とせずに、同一の素材であれば同一の商品化ができるようわかりやすい素材別リサイクルを実施する制度とすること。
また、再商品化手法ごとの基準を定め、より柔軟性のある制度を構築すること。
- ③ ペットボトルの引き取り品質ガイドライン及びビール品質調査項目の変更が行われ、市民の分別負担及び自治体の負担増となり、指定法人ルート of 拡大に影響があらんと考えられる。

ガイドライン等の変更を検討する際には、自治体の意見を聴取・反映させ負担を増大させないこと。

(3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装廃棄物については、現在、引き取り品質基準が一律となっているが、本来は再商品化手法により求められる品質は異なるはずである。

また、現在、自治体側に再商品化手法の選択の余地がないため、自治体の事情に関わらずマテリアルリサイクル手法が趨勢となっており、自治体の財政負担が大きくなっている。

ついては、

- ① 自治体が再商品化事業者を引き渡す際のペールの品質基準を、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等のそれぞれの再商品化手法ごとに必要最小限の基準とすること。

各自自治体が再商品化手法を選択できるようにすること。

- ② 再商品化手法について、それぞれの処理能力・実情に見合ったものとなるよう、自治体に再商品化手法の選択に係る裁量権を持たせること。

- ③ 同一素材であれば再商品化できるように見直すこと。

(4) ペットボトルリサイクルの入札について

有償で取引されているペットボトルのリサイクルについては、収集運搬、中間処理等多額の税金が投入されているため、リサイクルの手法、地場リサイクル業者の選択、国内循環などについて市町村の意向が反映される入札制度を引き続き検討すること。

(5) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、市民（消費者）の協力による適正な分別排出が不可欠であるが、プラスチック製容器包装は形状や素材が複雑なため、見分け方が困難であり、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。

そこで、容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど、市民に分かりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても資源化が図られるよう法制度の見直しを図ること。

ついては、

- ① 識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示にすること。

また、容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があり、より分かり易い基準を示すなど、適正な運用を図ること。

- ② 容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品開発及び普及促進や、分別排出に係る市民、消費者のインセンティブ導入を義務づけるなど、市民等がより分別排出しやすいシステムを構築すること。

また、分別することによる市民への具体的メリットを情報提供すること。

- ③ 関係者が情報を共有し、相互理解を深め、連携と共同による取組を一層促進するため、特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う取組状況の報告について公表すること。

- ④ 市民への説明責任を果たすため、再商品化の過程での最終処分量や温室効果ガス、天然資源投入量などの環境効果を、再商品化事業者ごとに把握して公表すること。

- ⑤ バイオマスプラスチックの導入については、既存のリサイクルシステムに影響がないよう慎重に導入すること。

- ⑥ 環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率が明確になっていない。そこで、市民に「循環型社会の形成推進」をさらにアピールするためにも、熱回収を

含んだリサイクル率の公表とともに焼却灰のセメント化による再生利用を含んだリサイクル率を公表すること。

- ⑦ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

(6) 発生制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

また、事業者自身が、発生抑制・再資源化を積極的に行えるようにする必要がある。については、

- ① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器・ワンウェイ容器等の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを構築すること。
- ② ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること。
- ③ 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度の導入や飲料メーカー等の責任と負担による回収・リサイクルシステムを構築すること。
- ④ レジ袋以外の使い捨てプラスチック製容器包装・製品についても配布・使用を制限する法的措置を検討すること。
- ⑤ ガラス製容器は使用済み包装容器を回収するシステムが構築されていない。容器の規格の統一や分かりやすい識別表示、デポジット制の導入など、新たな仕組みづくりを図ること。

(7) 合理化拠出金

合理化拠出金は、容器包装リサイクル制度における市町村の取組を支援するうえで一定の役割を果たしてきたが、その制度設計等から再商品化想定単価を見直す度に単価が下がっており、近年は拠出金の額が著しく減少している。

については、合理化拠出金制度については、安定的かつ持続可能な制度とするよう全面的に再検討を行うこと。

(8) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物（いわゆる製品プラ）

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化ルート）に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

さらに自治体において資源化するためには分別収集・選別保管に多額の費用がかかるほか、容器包装とそれ以外を分別して排出しなければならないため市民の混乱を招くという問題もある。

については、

- ① 資源の有効利用を促進するため、容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルを、容器包装リサイクル制度と同様に事業者に義務付けること。
- ② 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、事業者中心のリサイクルシステムの構築を検討すること。
- ③ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルについて、自治体、特定事業者、再商品化事業者等の各主体が議論する場を設けること。

2. 家電リサイクル等の円滑な推進について

(1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、二度目の見直しを行い、平成 26 年 10 月に最終報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

自治体の立場からは、家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な見直しをすること。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払い制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題などを助長する要因となっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

2) 対象品目の拡大

① リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大が必要である。

については、有用資源を含む家電製品を対象品目として追加指定すること。

② 大型で重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター）及び介護用品（電動ベッド、電動車椅子など）等、家電リサイクル法の対象外の廃家電等については、一般家庭への普及率及び自治体での処理実態などを考慮した上で、対象品目に追加指定すること。

③ 家庭から出る業務用冷蔵庫等廃棄物の適正処理・リサイクル推進の観点から、全量が製造事業者等事業者によりリサイクル制度や広域でのフロン使用一般廃棄物の処理制度を構築すること。

3) 不法投棄された廃家電製品の回収等

① 不法投棄された廃家電製品を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっている

については、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。

または、自治体の負担ではなく、製造業者等事業者が製品の無料回収や費用を負担する仕組みとすること。

② 自治体を実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、この制度は必ずしも自治体にとって使い勝手のよいものとなっていない。

については、わかりやすい制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

③ 不法投棄された対象機器について、メーカー等による自主回収ルートを構築すること。

④ 家電製品の不法投棄防止対策に向け、抜本的な法整備を講じること。

リサイクル費用の料金体系の簡素化や家電リサイクル法について、様々な方法により不法投棄の罰則など十分に広報すること。

⑤ 自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を充実すること。

4) 製造事業者等への指導

- ① 生産者による販売店での回収ルートの構築を指導すること。
- ② 家電リサイクル法に基づき、市民の適正排出を促進する観点からも、製造業者等に対し、環境配慮設計による再商品化費用の更なる低減化を促進するための措置を講ずること。

5) 引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、未だ引取場所数は不十分である。ついては、さらに指定引取場所数を増加すること。

また、自治体が運搬する場合においては、指定引取場所に加えて直接リサイクルプラントでも引き取り可能な仕組みとすること。

6) 引取義務外品

家電リサイクル法では、市民からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

ついては、引取り義務外品についても、電気小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築すること。

(2) 資源の有効利用の促進について

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）は、資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに係る各段階における製造者等の3Rのための義務や取組の判断の基準について定めているが、自治体や市民にとって必ずしも十分ではない。

ついては、制度の円滑な推進を図るため、

- ① 不法投棄された資源有効利用促進法の指定機器を自治体が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用は、自治体の重い負担となっているので、製造等事業者による費用負担とすること。
- ② 市民は、パソコンについて、製品ごとに製造等事業者へ回収の申込をすることになるが、本体とモニターとで申込み先が異なる場合もあり、市民にとって申込手続きが煩雑となるため、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること。

(3) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、自治体の参加状況については、「参加」又は「参加の意向」を示した自治体は、令和元年6月1日時点では、1,620市町村となっている。

ついては、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

1) 財政支援について

自治体における小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築及び市民への広報・啓発、及び保管施設等の整備を含めた初期費用、並びに使用済小型電子機器の回収から再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の責任となっている。また、近年、大幅な逆有償での引渡しとなっている。

ついては、

- ① このリサイクル制度を持続可能な取組とするために、これまでの一部自治体のイニシャルコストに対する実証実験などによる支援だけではなく、自治体が円滑に制度を実施するために必要な費用であるイニシャルコスト、ランニングコストについても、国において財政的支援を講ずること。
- ② 自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、

高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に取り組むなど、自治体が参加しやすい体制を整備すること。

- ③ 再資源化にあたって、資源価格の下落等厳しい状況が続いていたが、平成 30 年の中国の固体廃棄物の輸入規制という特殊要因の影響により大幅な逆有償となっており、財政措置を講ずること。

また、法施行時と比べ、廃プラスチックの処理費が高騰しており、財政措置を講ずること。

2) 制度の仕組みの見直しについて

小型家電リサイクル法に基づく 3R の取組を総合的に推進するためには、従来の自治体の収集を基底とした仕組みを見直し、関係事業者が主体となった制度を検討することが必要である。

については、販売者等が自ら回収する方法に改め、回収費用の全額を販売者・製造者が負担する仕組みに変更するなど、制度の仕組みを変更すること。

また、消費者に対してリデュース、リユースの重要性を周知すること。

近年、製品の多様化に伴い、加熱式たばこなど、制度当初設定した品目へ該当しない、又は該当するかどうか容易に判別がつかない新製品の排出が始まっている。については、まずは、既存品目の該当について明確化するとともに、必要に応じて対象品目の追加等を検討すること。さらに、新製品が販売されてもその都度指定する必要のないような対象品目選定の仕組みを構築すること。

事業者による直接回収を進めるにあたり、再資源化事業・廃棄物処理事業に係る知識等を習得する講習会を修了することや、収集又は運搬を行うときに、当該運搬車に表示をすることなどが要件であることが障壁となっている。については、当該要件の緩和などにより、事業者の直接回収を推進すること。

(4) 使用済物品の適正な処理の確保について

違法な廃品回収業者における問題点については、平成 22 年 10 月 21 日付け「使用済物品の適正な処理の確保について」及び平成 24 年 3 月 19 日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、廃棄物該当の判断が難しい。

については、このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- ① 国からの自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底。
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報共有といった仕組みづくりを検討すること。

3. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に関しては、平成 26 年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の意見具申が提出された。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間約 612 万トン（平成 29 年度推計）あり、その削減が、取組むべき大きな課題となっている。

今後、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

また、登録再生利用事業者制度については、少なくとも排出事業者の所属する自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要なため、必ずしも使い勝手のよい制度設計になっていない。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

(1) 食ロス削減の取組

国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的

な普及啓発を進めるための情報提供及び実態の把握など支援策を講じること。

また、各事業者の国への報告内容を自治体に提供すること。

更に、生産段階における廃棄物の資源化、商慣習としての3分の1ルールの是正など、流通段階における食品ロス対策について、国が積極的・効果的な施策を実施すること。

加えて、国において、事業者活動・消費者運動による食品ロス削減への取り組みを推進する施策・措置、及び法制度など必要な措置を講じること。

(2) 登再利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

食品関連事業者に該当しないが、食品ロスの排出量が多い学校や病院等の事業者の委託を受けて、食品循環資源を運搬する一般廃棄物収集運搬業者についても同様の特例を受けることができるよう食品リサイクル法を見直すこと。

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重要である。については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事登録の取消しや営業の停止にはならないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課すことができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止及び登録取り消し等の処分を課すことができるよう建設リサイクル法の見直しを行うこと。

(2) 古紙・古布リサイクル

① 古紙等については、自治体が直接回収するか、又は集団回収の実施団体に対して活動支援の助成金等を支給しており、回収にかかる役務や費用が自治体等の負担となっている。長期的に安定した古紙・古布のリサイクルシステムを維持するとともに、自治体や住民の負担が過大とならないようにするため、古紙・古布の回収コストを製造・販売業者等の事業者負担とする仕組みを構築すること。

また、古紙の持ち去り行為は、法令等で有効な規制がないことから、各自治体において条例に罰則規定等を設け対応しているが、効果が限定的となっている。

については、持ち去られた古紙を流通させないための体制や罰則規定等を含めた法整備をおこなうこと。

② 古紙類は、中国の輸入規制により古紙の余剰が発生し、国内需要の頭打ちにより古紙価格が下落し、逆有償も増加し、古紙回収の中止や事業停止している古紙回収事業者も出ている。

古紙リサイクルシステムを維持するためにも古紙関連事業者への支援策も含め、再生古紙の積極的活用の啓発など、国内需要を創出することや、従来紙から紙へのリサイクル以外の新しい取組などの導入支援も含めて、安定した国内流通ルートを拡大すること。

③ 古布は、主に海外へ輸出されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、

輸出や海外の工場の稼働が停止していることから、リサイクルが滞っている。

リサイクルシステム維持のために、関連事業者への支援など国内需要の創出を行い、安定した国内流通ルートを拡大すること。

- ④ 諸外国の輸入規制や新型コロナウイルス感染症拡大など、自然災害以外にも廃棄物適正処理を脅かす事態が多々発生していることから、非常時にも安定したごみ処理がなされるよう、市町村による事業継続計画策定の支援など、措置を講じること。

(3) EPR（事業者責任）法の制定

循環型社会の形成に向けて、国では「環境基本法」をはじめ法整備を進めてきたところであるが、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法に課題が多く、循環型社会形成の推進には不十分と言わざるを得ない。

持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生使用を製造販売業者に義務付けるとともに、「EPR（生産者責任）法」を整備すること。

(4) ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の利用促進

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、バイオマスプラスチックの利用促進が実効的取り組みとして挙げられており、ごみ指定袋のバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないため、導入における追加費用の一部負担など、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策を推進すること。

ごみ指定収集袋のみならず、レジ袋やその他プラスチック製品にバイオマス素材を普及するためには、安定して大量にバイオマス素材を生産する必要があることから、生産体制の増強や、新たな素材の技術開発などの支援を行うこと。

第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっていると認められる一般廃棄物として廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、指定一般廃棄物を適正に処理することが困難な場合に、困難となっている処理の過程に限り、特定事業者に対して協力を求めることができる制度であるため、自治体の負担は依然として大きなままである。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池、電子たばこ、加熱式たばこ機器類、薬品類、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形狀等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらの一般廃棄物については自治体が処理することになっているが、処理を専門業者に委託しなければならないなど財政的負担も大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、特定事業者に対して製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が不明確なため、特定事業者により有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。

ついては、次のとおり法整備等を要望する。

- ① 特定事業者に対して、責任を持って回収・処理する体制の構築を義務づけること。
- ② 製造者・販売者である特定事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずること。
- ③ 製品の特性に応じたデポジット制の導入を図ること。

2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定4品目以外にも、スプレー缶類、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター等爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形狀等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

については、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、適正処理困難指定廃棄物へ追加指定すること。

- ① スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオンバッテリー、充電式電池
- ② 水銀含有製品（水銀体温計、蛍光灯等）
- ③ 薬品類
- ④ 電動ベッド、電動カー等の介護用品
- ⑤ マッサージチェア等の健康用品

(1) カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多い。

については、これらの爆発・危険性、有害性を有する製品について、早急に法整備も含め、適正処理基準を策定するとともに、販売店及び製造事業者による自主回収・処理システムを構築することや使い切れない場合の廃棄方法の確立を製造元に義務付けること。

廃エアゾール缶を広域認定制度の対象品目に加えることを事業者に働きかけること。

(2) リチウムイオン電池等の処理について

リチウムイオン電池やバッテリーはプラスチック製容器包装や不燃ごみへの混入が増加し、収集車両・中間処理施設等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっている。

また、小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）は（一社）JBRCで回収されているが、JBRC会員でない事業者の製品や破損・液漏れ等があるものや取り外しのできないものは、回収の対象となっていない。

- ① 生産者は電池や充電電池の取り外しの容易な製品を製造するなど、リサイクルを考慮した上での製造を行うこと。

発火性充電電池の識別のための表示など製造者が改善すること。

- ② 販売店及び製造事業者が責任を持って、自主回収・処理する体制を一層充実すること。

- ③ 回収拠点の拡大等、市民が排出しやすい仕組みを構築すること。

JBRC会員の拡大、破損・液漏れ等のあるものや資源有効利用促進法で指定された品目以外の製品も回収対象とするなど、事業者責任による再資源化の徹底を図ること。

- ④ 加熱式たばこについて、たばこ業界全体で回収システムを確立すること

- ⑤ 自治体が負担している回収から資源化業者への引渡しに要する経費等を軽減すること。

(3) 廃スプリングマットレス等の回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難廃棄物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況であり、海外で製造された製品の処理も増加している。

特に、近年流通してきたポケットコイルは多大な負担となっている。

については、事業者処理責任を基本とした適正処理・リサイクルシステムの構築に向けて、必要な措置を講ずること。

(4) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について

平成 25 年 10 月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成 29 年 10 月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物については水銀含有廃棄物の回収規定がなく、環境省のガイドラインはあるが、各自治体の判断にゆだねられている状況にある。

については、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売している事業者による、水銀使用廃製品の自主回収を促進する仕組みを構築すること。
- ② 自治体が新たに分別回収の体制（収集・運搬・処分・保管）を構築する場合において、必要な財政措置を講じること。
- ③ 水銀排出抑制に伴う施設改造費について、財政措置を講ずること。
- ④ 廃棄物処理施設における水銀排出基準の設定に伴う自治体の施設改造費等について、国の財政措置を講じること。

(5) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について

農薬（特に PCB を含むもの）や薬品類等及びスプレー缶等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、自治体において対応に苦慮している状況である。

については、関係事業者等（販売店を含む）による回収から処理までのルートを確認できるよう、指導、支援を図ること。

(6) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。

自治体においては、収集・選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である市民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

また、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの環境省通知が出されている。

については、

- ① 刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。
また、拡大生産者責任の観点から、メーカーへの処理責任の分担について検討すること。
- ② 自治体や在宅医療を受けている市民に対し、感染性などの危険情報や適正な処分方法や安全性に関する、識別表示を統一、義務化するなど明確な指針を早期に示すとともに、情報提供をより積極的に図ること。

(7) 大型及び重量のある家電等について

大型及び重量のある、家電（電子レンジ・電気オイルヒーター）、電動ベッド・電動カーなどの介護用品及び電動マッサージチェアなどの健康用品等については、自治体における処理状況を調査するとともに、適正処理困難物の指定も検討し、適正処理・リサイクルを推進すること。

3. PCB 廃棄物の期限内処理の推進について

① PCB 含有物の確実な処分のための制度設計

高濃度 PCB 含有物について掘り起し調査等を行い、塗膜などの PCB 含有物が

発見されている。特に低濃度PCB含有物の全容を把握した上で、調査対象や処分方法などの制度設計をすること。

② 未把握のPCB廃棄物掘り起こし調査への財政的支援

未把握のPCB掘り起こし調査は、調査件数の増大や短期間での集中的な調査となるため、経費が著しく増大している。

については、必要な財政措置を講じること。

③ PCB廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

PCB使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

④ 高濃度PCB含有安定器類の処分期間満了後の改善命令から行政代執行に至るまで、かなりの事務負担が予想され、職員の増員が必要となるため、財政措置を講ずること。

また、低濃度PCB含有物の処分完了に向けた事務負担増に対し、現状の交付税措置に加え、増員に応じた財政措置を講ずること。

4. 一般廃棄物となる建材等について

従来、事業者のみが取り扱っていた建材や住宅設備について、最近ではホームセンターなどで一般市民でも容易に手に入るようになってきている。しかし、これらが事業者を介さずに廃棄物となった場合は、一般廃棄物として取り扱われるため、自治体が処理責任を負うこととなるが、物の性状や量の面から一般廃棄物処理施設での処理が困難となっている。

については、これらの一般廃棄物となる建材や資材について、例えば製造若しくは販売する事業者が引き取り・処理する体制を構築するなど法制度を整備すること。

5. 紙おむつや医療系廃棄物について

① 超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増え、収集運搬費、焼却処理費など自治体負担が増加するため、処理費用について、生産者・事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化・徹底すること。

また、紙おむつや医療系廃棄物について、生産者や事業者自身が発生抑制及び再生使用を進めるような、リサイクルシステムを構築すること。

② 自治体を始め民間事業者等が紙おむつリサイクル施設整備を検討する際の調査、設計・建設を支援する財政措置を講ずること。

また、紙おむつリサイクルの推進に向けて、事業者の技術開発支援など、より高度なリサイクルの実施を推進すること。

6. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

多くの自治体で適正処理が困難となっている一般廃棄物（引火性廃油、化学薬品、FRP製品、業務用機器など）は、現行法上は自治体の責任で、委託や許可業者によって処理を行うこととなっている。

しかし、近隣に処理可能な業者が不在であることなどの理由から、処理を行いたくてもできないのが現状となっている。

処理可能な業者が不在である一因としては、一般廃棄物と産業廃棄物に係る処理施設設置許可の要不要の問題が挙げられる。

については、現状では処理が困難な一般廃棄物を適正処理するための仕組みを構築すること。

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみでの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 再生可能エネルギー法について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基づく調達価格及び調達期間が告示されたところであるが、調達区分のバイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

(1) 調達期間

固定価格買取期間は 20 年間となっているが、発電施設については 30 年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため、調達期間を延長すること。

(2) 調達価格

バイオマス発電について、全量を再生可能エネルギー固定価格にて買い取ること。

(3) FIT法による設備の認定

余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した場合でも、再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用すること。

また、近年の一般廃棄物処理施設は、基幹改良事業を実施することで、施設の長寿命化及び二酸化炭素削減を図っている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につなげるため、FIT法の設備認定について、新設設備だけでなく、発電効率の向上等、二酸化炭素削減に関する基幹的設備改良（大規模改修）工事を行った設備については、FIT法による新設設備と同等の扱いとすること。

(4) 電源接続における廃棄物処理施設の適用除外について

固定価格買取制度導入以降、発電事業者からの連系希望が急増し、連系が制約されている地域が存在する状況から、電力広域的運営推進機関から「電源接続案件募集プロセス」のルール化、資源エネルギー庁から「上位系統の費用負担に関するガイドライン」が公表され、東京電力パワーグリッド㈱から、「電源接続案件募集プロセス」が公表された。

同プロセスの内容は、連携希望事業者を一律に扱い、入札により連携事業者を決定するものであるため、廃棄物処理施設の連携が不確実なものとなり、国庫補助事業推進を阻害するとともに、自治体に不測の費用負担を生じさせている。

については、同プロセスの適用対象工事から廃棄物処理施設を除外するなどの措置を講じられたい。

(5) RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

RPS経過措置については、平成 29 年度から 5 年で廃止されることが決定され、制度開始前に稼働している施設等は、FIT制度の適用除外であったり、数年で適用期間の終了を迎えるなど投資回収が十分できていない。

各自治体は、売電（FIT電気、新エネルギー等電気相当量など）による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営しており、RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度を制定すること。

(6) 電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドラインの見直しについて

廃棄物発電について、当該ガイドラインにより高圧配電線との連携は 1 施設あたりの電力容量が原則として 2,000 kw 未満となっており、施設内での自家消費電力の大小にかかわらないものとなっている。

については、発電規模による制限ではなく実際の逆電流によるものとする。

また、ごみ発電を行う場合、2,000kw 以上の発電機を設置し発電する場合でも変電所の容量や周辺の電力需要を考慮する中で、他の発電事業者と区別して、弾力的な系統連携を行えるようガイドラインを見直すこと。

(7) 廃棄物処理施設の系統連系について

一部地域において、一般送配電事業者が、基幹送電線に空き容量がないことを理由に、廃棄物発電などの再生可能エネルギーの新規逆潮流受入を行っていないなど、逆潮流の制約により、売電等の利用が図れない状況や、施設の発電能力を最大限活用できない可能性がある。

については、電力会社の送電線の増強を図るなど廃棄物発電の逆潮流が、确实・優先的に行えるよう、支援を講じること。

また既存の送電網により多くの空き容量を確保するとともに、廃棄物発電を系統に接続した電力会社に対して送電網増強の費用及び買電量の補助などのインセンティブを与える制度を構築するなど、送電可能量の拡大を図ること。

(8) 地域低炭素化モデル事業の継続について

地域の低炭素化をより確実に推進していくために、廃棄物焼却施設等の更新時期に合わせて活用できるよう、継続して実施すること。

既存の余熱利用施設の設備の改修や更新も適用可能となるよう要件を拡充すること。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設等と併せて整備する余熱利用施設の設備も補助対象とすること。

(9) 一般廃棄物処理施設におけるごみ投入量の管理方法について

再生可能エネルギーの促進及び温室効果ガスの発生抑制に向けて、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準において「施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。」と定められているが、一般廃棄物処理施設の投入量については、1日の投入実績の算定方法が不明確であり施設毎に計算方法も異なっており、より柔軟な管理方法を検討すること。

2. 電力の計画値インバランス制度について

国の進める電力システム改革において、平成 28 年 4 月から計画値同時同量制度が導入され、系統に連系する発電所は発電の計画値と実績値の差であるいわゆるインバランスを抑制することが求められるが、廃棄物発電は焼却不適物の混入により焼却炉の緊急停止があったり、また、搬入されるごみの性質が均一でないことから出力が安定しないため、計画値どおりに発電することは極めて困難である。

新制度では、制度設計の議論の中では、FIT 認定を受けている発電所は特例対象となり、計画値どおりに発電しなくても、FIT 価格で買取される予定となっているが、一方で、RPS 認定の廃棄物発電等は特例対象とならず、インバランスのリスクは発電所又は小売電気事業者が負うことになっているため売電収入の減少が想定される。

については、自治体にとって、売電収入は貴重な歳入であることから、インバランス制度においては、RPS 認定を含め全ての廃棄物発電を特例対象とし、適用除外とすること。

3. 小売電気事業者登録制度の充実について

平成 27 年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となっている。

また、平成 28 年 4 月 1 日より電力小売全面自由化が始まり、制度が変更されたことで、電気の小売を行うためには小売電気事業者の登録が必要となった。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 定期的な経営状況の確認

自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること。

(2) 審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと。

4. 熔融スラグの利用促進について

(1) 熔融スラグの有効利用を促進するための施策

熔融スラグの有効利用は、循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から重要な課題であると考えられるが、利用できるのはそれを生成した当該自治体が発注した公共工事等に限られており、一部の自治体では熔融スラグを最終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、

① 熔融スラグをグリーン調達品目に位置づけるとともに、国の公共工事に一定の割合で自治体が生成した熔融スラグの利用を義務付ける等積極的な利用促進策を講じること。

② スラグ流通の基盤となる広域的ストックヤードの整備等、循環型社会形成推進の構築に向けた環境整備を行うこと。

(2) 掘り返した熔融スラグの取扱い

熔融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋戻し材等に利用し、後に掘り返した場合、熔融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

しかし、その負担は大きく、埋戻し材としての利用促進の障害となっている。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと及びこれまで全国で利用されている量は多く、それらを処分することとなると、最終処分場の延命化等に逆行することとなる。

については、基準を満たす熔融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること。

(3) 熔融副産物

熔融飛灰は、資源として利用価値が十分にあるので、有効金属の回収について、資源確保の観点から積極的に取り組むこと。

(4) 熔融スラグの再生利用

「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」(平成 21 年 10 月 2 日環境省通知)により、熔融固化物の用途として、地中空間の充てん材が追加された。しかしこの利用については、多くの条件が課せられており、JIS規格相当の安全な利用を阻害している。また、地中空間の充てんと埋め戻しとの区分け(定義付け)が明確にされていないため、地下構造物の空間及び撤去空間跡等がいずれの利用になるのか判断が難しい。

については、円滑な利用を進めるため、地中空間充てんの利用条件を緩和すること。

また、地中空間の充てんと埋め戻しとの明確な区分け(定義付け)を行うこと。

5. ガラス製廃棄物(食器、鏡等)のリサイクルについて

食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では、埋立処分に頼らざるを得ない状況にあるが、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源物である。

については、

① 土木・建築資材として再商品化は可能なものの、用途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること。

② 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図ること、また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること。

6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと。

7. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと。

8. 安定型最終処分場の見直しについて

安定型最終処分場については、その安全性について市民の理解を得つつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、中央環境審議会の意見具申（「廃棄物処理制度の見直しの方向性」平成22年1月25日）「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とされたが、未だ新たな措置が講ぜられていない。

安定型処分場は近年の豪雨災害等における災害廃棄物処理に大きな役割を果たしており、国民から信頼が得られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設であることが求められている。

については、安定型最終処分場に係る問題事案の発生状況及び意見等を聴取し、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講ずること。

9. 産業廃棄物処理施設の集中について

地域によっては同一市域内において、産業廃棄物の最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて集中して設置されており、さらに大規模な処分場を含む複数の建設新設計画がある。また、多くの中間処理施設が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、廃棄物処理法の抜本的な改正を講ずること。

10. 漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしている。また、近年、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が主に日本海側に大量に漂着し、市民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

また、当該漂着物には注射針や有害な内容物が含まれているものなどがあり、自治体の処理施設では処理できない場合は、専門業者に委託しなければならないなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

については、

- ① 自治体への特段の財政支援措置を講ずること。
- ② 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向け周辺国との対策の連携に努めること。
離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講ずること。

11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

廃棄物処理コストについて市民に説明責任を果たす上で、「一般廃棄物会計基準」に基づいた計算結果を示すことが、最も適切と考えられる。

については、定期的に研修会を具体的な内容ごとに実施すること。

12. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について

一般廃棄物処理業の許可期間については、現在政令により2年を下らない範囲で定めることとされているが、当該許可期間について産業廃棄物処理業に適用されている優良事業者への許可期間の延長と同様の優良事業者制度を導入すること。

13. 国による広域的な最終処分場の確保について

ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化により最終処分量の削減に努めているが、焼却残渣の大幅な削減は困難な状況である。

ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、その新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国により広域的な最終処分場を確保すること。

14. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について

無許可の廃棄物回収業者が市民から廃棄物を回収し、高額な処理料金を請求する事例が発生している。自治体の許可や委託を受けずに家庭から出される廃棄物を業者が回収することは認められていないが、このような事態が拡散すると、地区外での処理や不法投棄につながる危険性もある。

については、無許可の廃棄物回収業者の利用を防止するべく、市民への広報・啓発の拡充に努めること。

15. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成、及び温室効果ガス排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギー源としての機能確保の観点からも、メタンガス化による再生利用等を推進することが必要である。

については、メタンガス化がより推進されるよう、現行のメタンガス化における再生利用率算入の考え方を見直すこと。

16. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

環境省指針や過去の震災の教訓等を踏まえ、大規模災害時には公衆衛生の確保や復旧・復興には、他都市からのごみ処理支援のより早い段階での要請や受入が極めて重要である。

また、東日本大震災以降、国では非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例を設けているが、手続きに一定の時間を要することから、災害廃棄物の中には産業廃棄物と同一性状でありながら、再資源化されず、埋め立て処分されている。

については、

- ① 大規模災害発生時には、Dウエストネットワークの仕組み等を通じて、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を連絡し、迅速に支援要請などを行う手法を検討すること
- ② 大規模災害時には多量の廃棄物を迅速・適正に処理するため、災害廃棄物仮置場を開設する必要がある。

については、頻発する自然災害における災害廃棄物の仮置場として、緊急避難的措置として、都市公園法の公共オープンスペースを妨げない範囲で使用できるよう、柔軟な対応を図ること。

- ③ 各都市の被災時の問合せ窓口となる部署を平時から発信するなど、大規模災害時の連絡先を混乱することがないように取り組むこと。
- ④ 大規模な災害発生時において、即座に産業廃棄物許可業者による災害廃棄物処理を可能とするなど、迅速な対応ができる仕組みを構築すること。

17. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について

平成 30 年 4 月 1 日施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）において、事業の廃止をした者等により、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われている場合、これらのものに対し必要な措置を命じることができることとなった。

しかしながら、現行法では、措置命令を発出するためには、処理基準違反であることが条件となっており、処分業を失効していれば、明確に処理基準違反を問うことができない。

ついては、事業者が、産業廃棄物処分業の許可を失効した場合、同法第 12 条の「処理基準」がすべて明確に該当する内容ではないため、条文を追記する等、法令、改正を含む実効的な対策を講じること。

18. 太陽光発電モジュール等の自主回収について

市民から太陽光発電モジュール（パネル）が持ち込まれた場合、一般廃棄物として、扱わざるを得ないケースがあり、対応に苦慮している。

今後、大量の太陽光発電モジュールの廃棄が見込まれることから、

- ① 一般廃棄物として処理する場合の対応等について、国が方針を示すこと。
- ② メーカー等による引取りを義務づけたり・処理体制を構築するなど、適正な処理ルート確保に向けた検討を進めること。

19. し尿処理施設と下水道の接続について

「下水処理場」と「し尿処理施設」は両方とも汚水浄化を目的にしており、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、使用する薬品・燃料が減少し、機器設備が少なくなることにより電気使用量も減少するため、両者を接続する上で必要な協議等を簡略化・マニュアル化するとともに、接続工事等についても基幹的設備改良事業の対象とすること。

20. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について

福島県内における放射性物質を含む焼却灰等は、やむを得ず自治体の管理型最終処分場等で一時保管しているが、最終処分を行うことに住民の理解は得られず、埋め立て容量に余裕がなくなっている。

ついては、早期に国が設置する処理施設で、全て一元的に管理・処分を行うこと。

- ① 指定廃棄物等（放射能濃度 8,000Bq/kg 超 100,000Bq/kg 以下）の焼却灰等（飛灰）国が設置している「最終処分場」または「中間貯蔵施設」に、早期に搬出すること。

また、国の搬出・処理スケジュールを早期に示すとともに、厳守すること。

- ② 放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の飛灰等の焼却灰

現在は令和元年度に創設された国庫補助事業「放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金」を活用し再資源化処理しているが、補助事業が令和 2 年度で終了するため、令和 3 年度以降も財政支援を講じること。

- ③ 保管する指定廃棄物となった焼却灰は、性状から全量をコンクリート固化する必要がある。

国の最終処分場である特定廃棄物埋立処分施設が受け入れを開始し、特定廃棄物セメント固化施設が本年 3 月から本運転を開始した。

国は輸送を開始したところであるが、スケジュール厳守に努め、早期に輸送を完了させること。

また、指定廃棄物処分計画の遅延、変更等が、事業運営に支障を来す場合には、国は必要な対応に協力すること。

さらに、100,000Bq/kg を超える指定廃棄物の処理スケジュールを早々に示すこと。

21 . バグフィルター改良工事への支援

原子力発電所の事故発生後は、ごみ焼却施設の近隣住民の多くが、ごみの焼却に伴い、ばいじんとともに放射性物質が飛散するのではないかという不安を持っている。

ばいじん及び放射性物質は、バグフィルター（集じん装置）でほぼ除去、捕集されることが確認されており、国が対策地域内で行っている災害廃棄物処理業務の減容化施設においては、バグフィルターを1炉2基として、万が一の事態に備えている。

については、近隣住民に説明し、不安解消を図るため、焼却施設を減容化施設と同等に改良する工事について、その全ての費用を国庫補助事業の対象とすること。

22 . 国による焼却施設及び最終処分場の整備

原子力発電所の事故発生後、福島県内でイノシシ被害防止のために捕獲しているイノシシの処分については、県内各自治体における共通の課題であり、広域的に対応する必要がある。

については、国が、焼却施設及び焼却灰などの埋立をする最終処分場を早急に整備すること。

23 . 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について

事故発生に伴い、県内にある民間の焼却灰エコセメント化施設は操業を停止し再開の見込みは立っていない。そのためエコセメント化を計画していた焼却灰は最終処分場で処分され、最終処分場の容量の減少を招き、将来の処分計画に影響を与えることになる。

については、現時点では、最終処分場の容量減少に係る補償についての賠償項目がないため、最終処分場の容量減少に係る補償について、東京電力の賠償対象とすることや国の責任において、補てん又は新規施策により焼却灰の再資源化を行うこと。

24 . 災害廃棄物処理補助金の継続について

被災自治体では、国からの財政支援策を最大限活用し、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に全力で取り組んでいる。

については、災害廃棄物処理事業は膨大かつ長期にわたることなどから、復旧・復興を達成するため、国の特例的な財政支援を継続すること。

25 . 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について

平成 24 年 1 月 1 日に放射性物質汚染対処特措法が施行され、廃棄物等の処理及び除染について具体的な方針が示されたところであるが、具体的な事務の処理を行う自治体では、国が定めた基準以下の廃棄物であっても、草木、剪定枝、草木をリサイクルしたチップや側溝汚泥、廃棄物焼却施設の焼却灰など、その処理には多くの問題を抱えている。

自治体によっては、周辺住民の反対により、焼却処理が出来ない状態であり、やむを得ず各市町村において、一時保管を続けている状況である。

については、放射性物質による汚染は、既に 1 自治体の能力では対応できる範囲を超えているので、国による具体的かつ総合的な対策を講じること。

また、放射性物質を含む川ざらい土砂等については、放射能濃度にかかわらず、早期に国の責任において管理処分すること。

26 . 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について

各自治体は、災害廃棄物の処理の安全性について、国や県の基準を満たしていることを確認して受入れを行ったが、最終処分場周辺の住民は、放射性物質による健康被害への影響を心配している。

最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度測定については、平成 26 年度までは国からの財政措置で行ってきたが、平成 27 年度

は事業の見直しにより、一部自治体の費用負担となっている。

については、放射性物質のモニタリングについては、国が継続して必要な財政措置を講ずること。

27．放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について

現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にするなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地利活用にも大きく影響をおよぼすこととなる。

については、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準を改正すること。

28．新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について

既存の一般廃棄物焼却施設は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当し、排ガスの放射能濃度等を測定するなど、廃棄物処理法に上乗せされた維持基準が適用されているが、ばいじんの放射能濃度が 800Bq/kg 以下であるなど、国が確認した場合は、「一般廃棄物処理施設」にもどり、上乗せ基準の適用が除外される。

については、行政区域内の施設が、国の認定を受けて、全て「一般廃棄物処理施設」である場合は、新設の一般廃棄物焼却施設は、国の確認を受けずとも特措法の適用除外となるよう法改正すること。

29．放射性物質汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物の焼却施設に係る対象地域要件の見直しについて

一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんが特定一般廃棄物に該当する対象地域において薬剤処理したばいじんの値が最大 450Bq/kg であり、多くは 100Bq/kg を下回る状況にある。

については、ばいじんの資源化を推進するため、個別施設ごとの確認により対象から外すだけでなく、現状の放射性物質の現状を踏まえて対象地域から外すなど、要件の見直しを図ること。

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

令和2年9月1日現在

NO	都道府県名	開始年度	完了年度	団体名	指導相談内容	協力機関
1	愛媛県	1981	1981	宇摩地区市町村圏組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
2	新潟県	1981	1982	三条市	ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
3	長野県	1981	1982	北信保健衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
4	北海道	1981	1983	釧路市	埋立処分場建設工事に係る技術指導	
5	大阪府	1981	1985	枚方市	ごみ処理施設・埋立処分場建設工事に係る技術指導	東京都職員
6	和歌山県	1981	1985	富田川衛生施設組合	し尿処理施設建設工事に係る技術指導	
7	沖縄県	1981	1986	浦添市	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導・ごみ処理施設運転に関する技術指導	東京都職員
8	愛媛県	1983	1983	伊予三島市	し尿処理施設建設工事に係る技術指導	
9	愛媛県	1983	1985	吉田町	高速堆肥化処理施設建設工事に係る技術指導	
10	香川県	1983	1987	三豊地区広域市町村圏振興事務組合	粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	
11	島根県	1984	1984	松江地区環境衛生組合	し尿処理施設改造に係る基本計画に伴う技術相談	
12	秋田県	1984	1985	男鹿市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
13	新潟県	1984	1985	燕市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
14	奈良県	1984	1985	奈良市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
15	愛媛県	1984	1985	新居浜市	投棄し尿汚泥の安定化対策	
16	香川県	1986	1986	坂出・宇多津広域行政組合	角山クリーンセンターごみ処理施設、運転業務に関する技術相談	
17	茨城県	1987	1987	常総地方広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設建設工事(見積設計図書審査)に関する技術相談	
18	島根県	1987	1987	松江地区環境衛生組合	川向処理場増設改修工事に伴う技術相談	
19	和歌山県	1987	1988	白浜町	大型共同作業場汚水処理施設に関する技術指導	
20	山形県	1987	1989	山形市	沼木衛生処理場(し尿処理施設)改築に関する技術相談	
21	長野県	1987	1989	飯田衛生施設組合	ごみ焼却場建設工事に関する技術相談	
22	静岡県	1987	1989	富士宮市芝川町厚生施設組合	し尿処理施設建設工事に関する技術相談	
23	山形県	1989	1991	山形市他2町共立衛生処理組合	し尿処理施設建設工事に係る技術相談	
24	長野県	1990	1990	飯田衛生施設組合	新し尿処理場整備計画書作成に関する技術相談	
25	広島県	1991	1994	尾道市	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設建設工事に関する技術相談	
26	山梨県	1991	1996	甲府市	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設建設工事に関する技術相談	
27	和歌山県	1992	1992	富田川衛生施設組合	し尿処理施設・浄化槽汚泥貯留槽設置に関する技術相談	
28	三重県	1992	1993	津市他4箇町村衛生施設利用組合	し尿処理施設建設工事に係る技術相談	
29	長野県	1995	2000	北信保健衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に関する技術指導	東京都職員
30	東京都	1995	1997	西多摩衛生組合	ごみ処理施設建設工事に関する技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
31	沖縄県	1997	2005	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設建設に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
32	奈良県	1998	2002	奈良市	ダイオキシン削減対策に伴う既設焼却炉改修工事に係る技術指導	
33	香川県	1999	2004	高松地区広域市町村圏振興事務組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	
34	熊本県	1999	2003	人吉球磨広域行政組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
35	沖縄県	1999	2002	浦添市	排ガス高度処理施設・灰固形施設整備事業に伴う技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
36	広島市	1999	2003	呉市	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
37	長野県	1999	2003	南信州広域連合	ごみ処理施設整備事業に関する技術指導	
38	千葉県	1999	2001	流山市	(仮称)リサイクルセンター及び焼却施設建設工事最終発注仕様書審査	
39	東京都	2000	2001	小平・村山・大和衛生組合	ごみ処理施設整備事業に関する技術支援	
40	岐阜県	2000	2001	中津川・恵北環境施設組合	ごみ処理施設整備に係る技術指導	
41	愛知県	2000	2003	豊田市	新清掃工場建設に係る技術指導業務(完了03.9.30)	
42	北海道	2000	2006	北しりべし廃棄物処理広域連合	ごみ処理施設整備授業技術指導業務	
43	長野県	2000	2001	北信保健衛生施設組合	かし担保検査等技術指導業務	東京都職員
44	鹿児島県	2000	2007	肝属地区一般廃棄物処理組合	焼却施設整備に関する技術指導業務委託	株式会社福岡クリーンエナジー
45	山口県	2001	2002	山口県中部環境施設組合	清掃工場灰出設備改修工事に係る技術指導	
46	長野県	2002	2006	岳北広域行政組合	ごみ処理施設建設事業技術指導	
47	愛知県	2003	2004	刈谷知立環境組合	ごみ処理方式選定に係る技術指導業務委託	

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

都道府県名	開始年度	完了年度	団体名	指導相談内容	協力機関
新潟県	2003	2007	新潟市	新焼却場施設整備事業に関する技術相談・技術指導業務委託	
沖縄県	2003	2009	倉浜衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
熊本県	2003	2005	人吉球磨広域行政組合	ごみ処理施設中間点検等に係る技術指導(かし保証検査等)	公益財団法人東京都環境整備公社
愛知県	2003	2006	豊田市	豊田市新清掃工場建設工事監理技術指導業務委託	公益財団法人東京都環境整備公社
宮城県	2005	2005	仙台市環境局長	仙台市松森工場改善策検証業務委託その1、その2	
和歌山県	2006	2009	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場建設工事に伴う技術指導委託業務	一般財団法人環境事業協会
熊本県	2005	2005	人吉球磨広域行政組合	ごみ焼却施設精密機能検査業務委託	公益財団法人東京都環境整備公社
沖縄県	2005	2006	浦添市	浦添市クリーンセンター基幹的改良工事技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
広島県	2003	2018	呉市	クリーンセンターくれ維持管理技術指導業務	
長野県	2005	2005	南信州広域連合	桐林クリーンセンター定期補修工事等に係る技術指導業務	
石川県	2005	2005	小松市	(仮称)リサイクルセンター及び焼却施設建設工事発注仕様書作成に伴う技術指導業務	
沖縄県	2006		那覇市・南風原町環境施設事務組合 (継続)	維持管理に係る技術指導業務	
熊本県	2005		人吉球磨広域行政組合 (継続)	維持管理技術指導業務	
石川県	2006	2006	小松市	ごみ処理施設整備に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
新潟県	2006	2009	三条市	ごみ処理施設建設事業に伴う技術支援業務	
愛媛県	2006	2008	松山市	西クリーンセンター建替えに伴う建設運営事業計画の技術指導業務	
東京都	2006	2007	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画技術指導業務	
東京都	2006	2008	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備環境影響評価技術指導業務	
長野県	2007	2007	諏訪南行政組合	諏訪南行政組合灰溶融施設建設工事技術指導業務	
長野県	2007	2009	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合新クリーンセンター建設工事に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
長野県	2007	2009	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合一般廃棄物最終処分施設建設工事に伴う技術指導業務	NPO法人廃棄物政策フォーラム
高知県	2007	2008	高知中央西部焼却処理事務組合	高知中央西部焼却処理事務組合北原クリーンセンター大規模改造工事技術指導業務	一般財団法人環境事業協会
東京都	2007	2008	昭島市	(仮称)環境コミュニケーションセンター整備事業工事仕様書作成等技術支援業務	
石川県	2007	2008	小松市	熱回収施設見積仕様書作成に伴う技術指導業務	
神奈川県	2007	2010	川崎市	(仮称)リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事技術支援業務	
岡山県	2008	2018	津山市	施設建設運営事業施工監理・事後評価等技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
和歌山県	2008	2011	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場 運営管理委託事業に伴う技術指導委託業務	
沖縄県	2008		倉浜衛生施設組合 (継続)	維持管理に係る技術指導業務	
鹿児島県	2008	2012	大隈肝煎広域事務組合	肝煎地区清掃センター維持管理に係る技術指導業務	
東京都	2009	2012	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備・運営事業支援業務	
石川県	2009	2009	小松市	リサイクルセンター取壊担保期間満了検査及び熱回収施設発注仕様書作成に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
東京都	2009	2010	昭島市	昭島市環境コミュニケーションセンター整備事業技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
東京都	2009		武蔵野市 (継続)	施設運営管理モニタリング技術指導業務	
長野県	2009	2011	佐久市	一般廃棄物中間処理施設整備計画に係る技術指導業務	
宮崎県	2009	2014	都城市	クリーンセンター技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
新潟県	2010	2018	上越市	上越市廃棄物焼却処理施設整備に係る技術支援業務	
神奈川県	2010	2012	秦野市伊勢原市環境衛生組合	クリーンセンター建設工事に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
東京都	2010	2010	東村山市	東村山市ごみ焼却施設延命化改修工事技術支援業務	公益財団法人東京都環境整備公社
愛媛県	2010		今治市 (継続)	新ごみ処理施設整備に伴う設計施工監理に係る技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
鹿児島県	2010	2012	大隈肝煎広域事務組合	肝煎地区清掃センター運営管理に係る技術指導業務	
富山県	2010	2011	高岡地区広域圏事務組合	ごみ処理施設建設に係る技術支援業務	
新潟県	2010	2012	三条市	新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事プラント検査業務	
新潟県	2010		村上市 (継続)	新ごみ処理場運営に係る技術支援業務	
岐阜県	2010		飛騨市 (継続)	ごみ処理施設に関する技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
埼玉県	2011	2016	ふじみ野市	広域ごみ処理施設事業管理・照査業務	公益財団法人東京都環境整備公社
東京都	2011	2013	西秋川衛生組合	西秋川衛生組合ごみ処理施設設計・建設事業に係る技術支援業務	公益財団法人東京都環境整備公社
青森県	2011	2011	黒石清掃施設組合	ごみ処理施設基幹的設備改良工事に係る発注支援業務	
埼玉県	2012	2018	飯能市	ごみ処理施設建設技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

都道府県名	開始年度	完了年度	団体名	指導相談内容	協力機関
96 秋田県	2012		湯沢雄勝広域市町村圏組合 (継続)	クリーンセンター運営に係る技術支援業務	
97 沖縄県	2012	2012	浦添市	浦添市クリーンセンター基幹的改良工事技術指導業務	
98 長野県	2012	2013	岳北広域行政組合	取壊担保期間満了検査技術指導業務	
99 山口県	2012		岩国市 (継続)	ごみ焼却施設整備運営事業に伴う技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
100 茨城県	2012	2015	江戸崎地方衛生土木組合	施設建設事業技術支援業務	
101 山梨県	2012	2016	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設整備に係る技術支援業務	
102 千葉県	2013	2013	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設整備に伴う技術支援業務	
103 宮城県	2013	2016	亶理名取共立衛生処理事務組合	新ごみ処理施設建設工事に伴う技術支援業務委託	
104 神奈川県	2013	2013	厚木愛甲環境施設組合	最終処分場の処理設備・施設に係る実施設計業務委託仕様書照査に係る支援業務	
105 長野県	2013	2016	湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター整備事業技術支援	公益財団法人横浜市資源循環公社
106 石川県	2013	2016	小松市	熱回収施設整備事業に係る技術支援業務	
107 埼玉県	2013	2015	川越市	東清掃センターリサイクル施設改築工事に係る技術支援業務委託	
108 兵庫県	2013		姫路市 (継続)	市川美化センター長寿命化事業に関する技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
109 栃木県	2013	2013	小山広域保健衛生組合	廃棄物運搬処分業者選定制度に係る技術監査業務	
110 京都府	2013	2014	城南衛生管理組合	奥山排水処理施設復旧事業に係る技術支援業務	
111 鹿児島県	2014		北薩広域行政組合 (継続)	ごみ処理施設建設に係る技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
112 栃木県	2014	2015	塩谷広域行政組合	ごみ処理施設整備及び運営事業者選定等技術支援業務	
113 茨城県	2014	2014	鹿嶋市	浄化槽汚泥等処理施設改良工事に係る技術支援業務	
114 京都府	2015	2018	城南衛生管理組合	折居清掃工場更新施設整備運営事業に係る技術支援業務	
115 秋田県	2015		北秋田市 (継続)	エネルギー回収推進施設運営等に係る技術支援業務	
116 千葉県	2015	2015	成田市	成田富里いずみ清掃工場修繕報告書に係る技術支援業務	
117 千葉県	2015		西街道市 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業技術支援業務	
118 香川県	2015	2016	高松市	焼却施設基幹的設備改良工事設計図書審査業務	一般財団法人環境事業協会
119 埼玉県	2016	2018	川口市	施設整備計画策定技術支援業務	
120 宮城県	2016		大崎地域広域行政事務組 (継続)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	株式会社仙台市環境整備公社
121 福島県	2016	2018	須賀川地方保健環境組合	新ごみ処理施設建設運営事業に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
123 茨城県	2016		霞台厚生施設組合 (継続)	新広域ごみ処理施設整備運営事業に係る技術指導業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
124 東京都	2016		町田市 (継続)	熱回収施設等(仮称)設備運営事業に伴う施設整備技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
125 島根県	2016		出雲市 (継続)	可燃ごみ処理施設整備に係る技術支援業務	
126 沖縄県	2016		比謝川行政事務組合 (継続)	基幹的設備改造工事に係る技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
127 愛知県	2016	2019	西知多医療厚生組合	ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務	
128 岩手県	2016	2016	奥州金ヶ崎行政事務組合	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
129 埼玉県	2016	2016	川越市	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
130 栃木県	2016		塩谷広域行政組合 (継続)	次期廃棄物処理施設整備に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
131 茨城県	2017		江戸崎地方衛生土木組合 (継続)	廃棄物処理施設建設事業技術支援業務	
132 青森県	2017		三沢市 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業に係る技術支援業務	
133 栃木県	2017		南部須地区広域行政事務組合(継続)	ごみ処理施設定期改修工事・屎尿処理施設定期改修工事に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
134 石川県	2017	2018	小松加賀環境衛生事務組合	衛生センター施設整備事業技術支援業務	
135 沖縄県	2018		浦添市 (継続)	新一般廃棄物処理施設整備基本計画策定技術支援業務	
136 愛知県	2018	2018	尾張北部環境組合	廃棄物処理施設技術支援業務	
137 岩手県	2018	2018	二戸地区広域行政事務組合	基幹的設備改良工事に係る技術支援業務	株式会社仙台市環境整備公社
138 埼玉県	2018		川越市 (継続)	大規模改修工事に係る技術支援業務	
139 北海道	2019		西いぶり広域連合 (継続)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
140 茨城県	2019	2019	鹿島地方事務組合	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
141 静岡県	2019		伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(継続)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
142 茨城県	2019	2019	北茨城市	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
143 愛知県	2019	2019	豊橋市	維持管理に係る技術指導業務	
144 大分県	2020		宇佐・高田・国東広域事務組合 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
146 佐賀県	2020		佐賀県東部環境施設組合 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
147 茨城県	2020		印西地区環境整備事業組合 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
150 広島県	2020		呉市 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	

令和3年度概算要求額の概要 (環境省環境再生・資源循環局)

(単位:百万円)

	令和2年度 当初予算額	令和3年度 概算要求額	対前年度 増減額	対前年度 増減率
環境再生・資源循環局 合計	763,364	449,964 + 事項要求	△ 313,400	59%
一般会計 計	53,585	50,303 + 事項要求	△ 3,282	94%
非公共	11,585	(2,564) 12,633	1,048	109%
公共事業	42,000	37,670 + 事項要求	△ 4,330	90%
・うち循環型社会形成推進交付金(一般廃棄物処理施設分)	30,609	(27,242) 事項要求	△ 3,367	89%
・うち " (浄化槽分)	9,613	8,613 + 事項要求	△ 1,000	90%
エネルギー対策特別会計 計	39,773	(25,950) 47,800	8,027	120%
東日本大震災復興特別会計 計	670,006	(660) 351,861	△ 318,145	53%
・うち中間貯蔵施設の整備等	402,490	187,720	△ 214,770	47%
・うち除去土壌等の適正管理・搬出等の実施	56,614	26,418	△ 30,196	47%
・うち特定復興再生拠点整備事業	67,278	63,836	△ 3,442	95%
・うち放射性物質汚染廃棄物処理事業	100,924	73,228	△ 27,696	73%
(参考:他省庁計上分)				
公共事業(内閣府、国土交通省計上分)	4,757	4,087 + 事項要求	△ 670	86%

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある

()内数値は、廃棄物処理施設整備に係る事業費、
事項要求は、新型コロナに対応に係る事業費(別途要求事項)

令和3年度環境省重点施策集目次（環境再生・資源循環局抜粋）

※公共事業関係費等の一部の経費については事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

事項	令和3年度 概要要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<重点施策本文掲載事業>				
1. 「3つの移行」による経済社会のリデザイン（再設計）				
1-2. 「循環経済」への移行				
(1) プラスチック資源循環戦略の具体化				
(新) 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業【エネ特】	12,600	(0)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	18
脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】	3,600	(3,600)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、水・大気環境局水環境課海洋プラスチック対策室	19
容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費	194	(194)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	20
(2) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の持続可能な廃棄物処理体制の構築				
(新) デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業【エネ特】	350	(0)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物適正処理推進課	21
(新) ICT活用による次世代型産業廃棄物処理の推進等	93	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	22
(新) 感染症・災害に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援業務	150	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	23
感染性廃棄物等の適正処理体制の構築	50	(3)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	24
(3) 大規模災害対応も含めたレジリエントな廃棄物処理体制・施設の整備				
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業（災害廃棄物処理計画改定等支援）	800	(1,000)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課災害廃棄物対策室	25
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	55,756 + 事項要求	(59,123)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	26
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413 + 事項要求	(11,413)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	27
1-3. 「分散型社会」への移行				
(1) 「気候変動×防災」・「適応復興」によるレジリエントな地域づくり				
② 自立・分散型エネルギーによるレジリエントな地域づくり等				
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業【エネ特】	25,950	(25,950)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	31
廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベンチット達成促進事業【エネ特】	2,000	(1,950)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課	32
(新) 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業【エネ特】	500	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	33

事	項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
2. 「3つの移行」を支える横断的取組					
2-1. ESG金融やナッジなどを活用した社会変革					
(3) ナッジ手法の幅広い施策への展開等による行動変容の促進					
	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	133	(123)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	54
2-2. 環境外交の強化					
(4) 脱炭素化原則に基づく環境インフラ輸出					
	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	360	(370)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	64
2-3. ウィズコロナ・ポストコロナ社会の基盤となる健康と環境を守る取組					
(2) 健康と環境を守る取組					
	PCB廃棄物の適正な処理の推進等	5,928 + 事項要求	(5,292)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	67
3. 東日本大震災からの復興・創生と更なる未来志向の取組					
(1) 環境再生に向けた取組の着実な実施					
	中間貯蔵施設の整備等【復興特】	187,720	(402,490)	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	74
	除染土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	26,418	(56,614)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	75
	特定復興再生拠点整備事業【復興特】	63,836	(67,278)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	76
	放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】	73,228	(100,924)	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	77
(2) 未来志向の復興加速～希望ある未来へのリデザイン～					
	(新) 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】	500	(0)	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室、地球環境局地球温暖化対策課温暖化対策事業室	78
<主な事業リスト掲載事業>					
3. 循環型社会の形成					
(1) 国内での資源循環の促進					
	循環経済構築力強化プログラム事業	56	(64)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	94
	リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	275	(275)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	95
	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	976	(982)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室	96
	電子マニフェスト普及拡大事業	148	(87)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	97
	災害等廃棄物処理事業費補助金	200	(200)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	98
	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	30	(30)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	99
(2) 資源循環の国際展開<3. (1) 参照>					

9101 東日本大震災復興特別会計（環境省）（抜粋）

令和3年度歳出概算要求書

1. 令和3年度歳出概算要求額総表	1
2. 令和3年度歳出概算要求額明細表	3
(会計) 01 東日本大震災復興	3

要求 番号	区 分	前 年		3 年 度		要 求 額		対 比 増 減 (B-A)	明 細 書 頁 数
		一 般 行 政 経 費	そ の 他 の 経 費	一 般 行 政 経 費	そ の 他 の 経 費	計 (A)	計 (B)		
6	040 環 境 省	0	56,614,215	0	26,417,643	26,417,643	Δ	30,196,672	14
	026 中 間 貯 蔵 施 設 の 整 備 等	0	1,433,943	0	3,328,556	3,328,556	Δ	1,894,613	14
	033 放射線物質汚染廃棄物処理事業に係る周辺環境整備事業	0	5,000,000	0	0	0	Δ	5,000,000	15
	56-95 原子力の安全確保に必要な経費	0	3,121,412	0	3,508,168	3,508,168	Δ	386,756	15
	010 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金事業	0	800,000	0	800,000	800,000	Δ	0	15
	020 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	0	1,235,676	0	1,235,676	1,235,676	Δ	0	15
	025 環境放射線測定等に必要な経費	0	1,085,736	0	1,472,492	1,472,492	Δ	386,756	16
	834 環境保全復興事業費	0	410,768,354	0	195,393,982	195,393,982	Δ	215,374,372	16
	17-95 放射性物質による環境の汚染への対処に必要な経費	0	410,768,354	0	195,393,982	195,393,982	Δ	215,374,372	16
	010 放射性物質汚染廃棄物処理事業(求償対象)	0	9,712,667	0	11,002,885	11,002,885	Δ	1,290,218	16
7	015 中 間 貯 蔵 施 設 の 整 備 等	0	401,055,687	0	184,391,097	184,391,097	Δ	216,664,590	16
	847 東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	0	11,068	0	0	0	Δ	11,068	17
8	01-45 東日本大震災復興に係る自然公園等事業工事諸費に必要な経費	0	11,068	0	0	0	Δ	11,068	18
	001 三陸復興国立公園等復興事業	0	11,068	0	0	0	Δ	11,068	18
9	901 東日本大震災復興事業費	0	29,679,932	0	660,000	660,000	Δ	29,019,932	18
	83-45 廃棄物処理施設整備に必要な経費	0	29,454,000	0	660,000	660,000	Δ	28,794,000	18
	005 循環型社会形成推進交付金	0	29,454,000	0	660,000	660,000	Δ	28,794,000	18
10	85-45 自然公園等事業に必要な経費	0	225,932	0	0	0	Δ	225,932	18
	001 三陸復興国立公園等復興事業	0	225,932	0	0	0	Δ	225,932	19
	会 計	0	681,297,657	0	363,084,370	363,084,370	Δ	318,213,287	
	計								



プラスチック資源循環戦略（概要）

背景

令和元年5月31日

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

- リデュース等**
 - ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
 - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
- リサイクル**
 - プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
 - 漁具等の陸域回収徹底
 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
- 再生材
バイオプラ**
 - 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
 - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
 - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
 - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した

- ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
- 海岸漂着物等の回収処理
- 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
- マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
- 代替イノベーションの推進

国際展開

- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

基盤整備

- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- 資源循環関連産業の振興
- 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
- 海外展開基盤

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性

令和2年9月1日

1. 考え方

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日。以下「戦略」という。）では、その展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、日本モデルとして我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）でも求められている地球規模の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉としていくこととしている。
- また、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源に適切に切り替え、徹底した循環利用を図ること、その際には、国民レベルの分別協力体制や、優れた環境・リサイクル技術など我が国の強みを最大限生かし、伸ばしていくとともに、関係主体の連携協働や技術・システム・消費者のライフスタイルのイノベーションを推進し、我が国経済の成長を実現していくことを基本原則として掲げた。
- 戦略の策定以降、従来の取組に加えて、こうした”3R+Renewable”の基本原則に沿った形で、事業者、地方公共団体、NGO及び消費者等の幅広い主体において、創意工夫に基づくプラスチック資源循環の一層の高度化に向けた先進的な取組が進められている。
- 我々の生活の中でその有用性から幅広い製品や容器包装にあまねく利用されているプラスチックという「素材」に着目して資源循環を進めるには、多様な主体が自ら参画し、相互に連携しながら、効率的な循環を可能とする環境整備を進めることが必要である。更には、こうした取組が一部に留まるのではなく、資源循環の取組の輪を広げ、戦略の実現に向けて、適切にPDCAを回していくことが必要である。
- 同時に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、エッセンシャルユースの増加などプラスチックの排出実態の変化等も生じている。また、このような状況を踏まえれば、回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする“3R+Renewable”の基本原則に沿った対応がこれまでも増して重要となる。こうした事情も適切に織り込みつつ、循環システム構築への道筋を具体化していくべきである。

- こうした考え方を踏まえ、資源循環の高度化に向けた環境整備の具体化を通じて、循環経済への移行に向けた再設計（Redesign）を進め、
 - ① 資源・廃棄物制約、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン¹」の実現に向けても取り組む必要がある海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献することはもとより（環境面）、
 - ② プラスチック資源循環への貢献をグローバル市場における中長期的な競争力の確保につながる我が国の新たな成長エンジンと捉え、中小企業を含むあらゆる企業にとっての成長分野として投資ができる環境整備を進め（経済面）、
 - ③ 少子高齢化への対応や消費者のライフスタイル変革を促すことで（社会面）、「環境、経済、社会の三方よし」を目指していく。

II. 主な施策の方向性

1. リデュースの徹底

- 戦略では、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、回避可能なプラスチックの使用を削減するため、過剰な使用の削減や、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進することとしている。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、「新たな生活様式」において、衛生目的を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があり、ワンウェイのプラスチックの役割が再認識されていることも踏まえた対応とする必要がある。
- このため、過剰な使用を回避すべきは回避するとともに、素材の代替が可能な用途では代替を進めることでリデュースを徹底した上で、それでも使用されるプラスチックについては、リサイクルなど有効利用を図っていく発想で臨むべきである。
- こうした考え方に立ち、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の排出抑制を促進するために、製造事業者には軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換を、流通・サービス事業者等には過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備する。

2. 効果的・効率的で持続可能なリサイクル

(1) リユース・リサイクル可能な製品設計

- 戦略では、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、その機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なも

¹ 我が国の提案により、G20 大阪サミットにおいて、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことが共有された。

のとする（それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保する）ことを目指すこととしている。

- このため、製造事業者やブランドオーナーなどの設計決定者は、最新の技術や回収・リサイクルシステムの動向等を踏まえ、廃棄段階までを見据えたライフサイクルの環境負荷を低減する設計に一層取り組んでいくことが重要である。
- 一方で、容器包装や製品の設計は、例えば、循環性のみならず安全性や機能性等多角的な要求に対応した形で進める必要があり、活用分野によって大きく事情が異なることに考慮が必要である。
- こうした事情をよく踏まえた上で、新たな技術・イノベーションも弾力的に織り込むことが可能な形で、環境配慮設計の基本思想や優先順位、関連技術等の視点を整理し、設計の転換を促す環境を整備する。
- また、易分別性・易リサイクル性等の環境配慮設計や再生素材・バイオプラスチック利用などのイノベーションが促進される公正・公平なリサイクルの仕組みを検討する。

(2) プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化

- 戦略では、使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、幅広い関係者にとって分かりやすく、システム全体として効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進するよう、そのあり方を検討することとしている。
- また、各主体の連携協働と全体最適化を通じて、費用最小化と資源有効利用率の最大化を社会全体で実現する、持続的な回収・リサイクルシステム構築を進めることとしており、これらを通じて、リサイクルの質と量を向上させることが重要である。

(i) 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

- 家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品は、市町村での分別回収及び事業者による自主回収を一体的に推進し、最新技術で効率的に選別・リサイクルする体制を確保することが重要である。

(市町村による分別回収)

- 家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品については、プラスチック資源として分別回収することが求められる。
- 消費者に分かりやすい分別ルールとすることを通じて資源回収量の拡大を図るとともに、効果的・効率的なリサイクルに向けて、プラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすることや、市町村とリサイクル事業者で重複している選別等の中間処理を一体的に実施することが可能となる環境を整備する。
- また、家庭ごみの有料化徹底等を通じて消費者の資源分別を促し、こうした分別努

力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備する。

(事業者による自主回収)

- 質の高いリサイクルに向けては、プラスチック資源の性状や排出実態について情報を持ち合わせているプラスチック製容器包装・製品の製造・販売事業者が、相互に連携し、市町村と協力して自主回収・リサイクルに積極的に貢献することが必要である。
- これまで、食品トレーやペットボトルをはじめとして、店頭回収や拠点回収等の自主回収が進められてきたが、持続可能な取組として多様化・スケール化する上での課題も指摘されている。
- このため、製造・販売事業者が消費者からプラスチック製容器包装・製品を円滑に自主回収・リサイクルできる環境を整備する。
- また、自主回収の拡大に向けて、消費者に対する分別協力のインセンティブをはじめ事業者が実施する様々な回収量向上策を促進するため、必要な支援を行う。

(ii) 事業者から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

- 事業者から排出されるプラスチック資源については、これまで排出事業者責任に基づく適正処理が進められる中で、一定の分別・リサイクルが行われてきているが、今後、更なる資源化のための分別回収・リサイクルに積極的に貢献することが求められる。
- このため、各業種の実態を踏まえ、プラスチック資源の分別・リサイクルを促す環境を整備するとともに、排出事業者が、自らのプラスチック資源を高度リサイクルする取組が円滑に進むよう環境を整備する。
- また、事業者から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備する。
- さらに、プラスチック資源の適切な輸出入管理を通じて、途上国の環境保全と国内外の資源循環の両立を図る。

(iii) 効率的な回収・リサイクルの基盤整備

- プラスチック資源の回収・リサイクルを拡大していく上で、回収・リサイクル設備の効率性向上と処理能力の確保が不可欠である。
- このため、バージン材と遜色のない高い品質の再生素材の供給等を目指す高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを含め、プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう、必要なリサイクル・熱回収の技術開発と社会実装に向けたインフラの整備を支援する。
- 併せて、資源回収量の拡大等の今後の変化に対応し、その受け皿となるリサイクル

事業者の処理ポテンシャルを有効活用する方策を必要に応じて検討する。

3. 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進

- 戦略では、プラスチック再生素材市場の拡大、バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進を図るため、それらの利用ポテンシャルを高めるとともに、総合的な需要喚起策等を講じることとしている。

(1) 再生素材の利用促進

- プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化を進める上では、出口側の再生素材の需要の拡大とそれに見合った供給体制の確保が重要である。
- このため、再生素材の利用実態と今後の見通しを把握し、製品用途別の利用ポテンシャルに応じて品質・コスト・安定供給のボトルネックを解消するとともに、環境価値の「見える化」を通じて、再生素材の供給・利用を拡大するべく、技術開発・インフラ整備、政府率先調達等による需要喚起、リサイクル事業者と利用事業者のマッチング、化学物質の適正かつ効率的な管理、業界における認証整備等を支援し、リサイクル関連産業の振興、育成等を推進する。

(2) バイオプラスチックへの代替促進

- バイオプラスチックへの代替を進める上では、環境・エシカル等の論点に対応するとともに、生産体制から製品ごとの利用ポテンシャルまで、サプライチェーン構築を計画的に行うことが重要である。
- このため、各製品の利用実態とポテンシャルを把握した上で、生産設備・技術開発支援、政府率先調達等による需要喚起等の必要な施策を整理したバイオプラスチック導入ロードマップを策定し、これに基づき施策を展開する。

4. 分野横断的な促進策

(1) 消費者の理解・協力の促進

- リデュース・リユース、分別リサイクル、代替素材利用の一層の促進に当たっては、消費者の理解・協力が不可欠であり、我が国のプラスチック資源循環の現状や各主体の取組状況等のファクトを消費者はもとより国際社会に対して幅広く発信するとともに、リサイクルの見える化等の普及啓発・広報や環境教育をNGO等とも連携しつつ世代を問わず進め、エシカル消費をはじめとする消費者のライフスタイル変革を促す。

(2) 企業・地方公共団体による先進的な取組の展開

- クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）やプラスチック・

スマート等のプラットフォームを活用することにより、先進的な企業や地方公共団体、NGO等の取組事例の創出・横展開を図る。

- 各企業・各業界による率先的な戦略・自主行動計画等の策定及びフォローアップを後押しする。

(3) ESG金融による取組の後押し

- 投資家及び企業双方に向けたプラスチック資源循環分野のESGガイダンスを策定し、プラスチック資源循環に率先して取り組む企業がESG金融に取り組む投資家等に適切に評価され、企業価値向上と国際競争力につながる共通基盤を整備する。

(4) 政府の率先的・基盤的な取組

- 政府が率先的に取り組む一環として、予見可能性を持った形で政府率先調達水準の引き上げを推進することで、環境負荷低減に資する製品の普及を後押しする。
- 動脈から静脈に渡る幅広いリサイクル・資源循環関連産業の高度化に向け、資源循環関連技術の開発、優れた技術の社会実装に向けたインフラの整備等を支援する。

(以上)